

令和元年第4回議会定例会会議結果

1	定例会・臨時会の別	第4回定例会
2	開会	令和元年12月10日
3	閉会	令和元年12月12日
4	会期	3日（うち会期延長日なし）
5	議員の出席	10日 出席10名 欠席 1名 11日 出席10名 欠席 1名
6	議案件数	17件（うち議員提出3件）
7	議決の状況	(1)原案可決 13件 (2)原案答申 1件 (3)原案承認 1件 (4)採 択 2件
8	法第99条の意見書	2件
9	その他	傍聴者 10日 16名 11日 2名
10	会議書の写し	別紙のとおり添付
11	議案書の写し	別紙のとおり添付

令和元年 第4回南幌町議会定例会（1日目） 会議録

令和元年12月10日（火）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 惠 子	2番	佐 藤 妙 子
4番	西 股 裕 司	5番	志賀浦 学
6番	本 間 秀 正	7番	石 川 康 弘
8番	菅 原 文 子	9番	川 幡 宗 宏
10番	木 村 修 治	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

3番 熊 木 惠 子

3. 会議録署名議員

4番 西 股 裕 司 5番 志賀浦 学

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 山 内 貢 事務局主査 光 永 晋

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 三 好 富士夫 教 育 長 小笠原 正 和
農業委員会長 山 下 義 昭 監 査 委 員 角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一		

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 浅 野 茂

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 小 林 史 典

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典

10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹

11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

令和元年 第4回南幌町議会定例会（2日目） 会議録

令和元年12月11日（水）
午前 9時30分 開 会

1. 出席議員

1番	内 田 恵 子	2番	佐 藤 妙 子
4番	西 股 裕 司	5番	志賀浦 学
6番	本 間 秀 正	7番	石 川 康 弘
8番	菅 原 文 子	9番	川 幡 宗 宏
10番	木 村 修 治	11番	側 瀬 敏 彦

2. 欠席議員

3番 熊 木 恵 子

3. 会議録署名議員

4番 西 股 裕 司 5番 志賀浦 学

4. 職務のため、会議に出席した者の職・氏名

事務局長 山 内 貢 事務局主査 光 永 晋

5. 地方自治法第121条第1項により、説明のため会議に出席した者の職・氏名

町 長 三 好 富士夫 教 育 長 小笠原 正 和
監 査 委 員 角 畠 徹

6. 町長の委任を受けて出席した説明員

副 町 長	大 崎 貞 二	総 務 課 長	小 林 史 典
まちづくり課長	藤 木 雅 彦	住 民 課 長	笠 原 大 介
税務課長兼出納室長	松 田 秀 則	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 由 美 子
産業振興課長	黒 島 滋 規	都 市 整 備 課 長	尾 暮 靖 志
病院事務長	原 田 光 一	振 興 公 社 専 務	池 田 進 治

7. 教育長の委任を受けて出席した説明員

生涯学習課長 浅 野 茂

8. 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席した説明員

書記長（総務課長） 小 林 史 典

9. 公平委員会委員長の委任を受けて出席した説明員
公平委員会事務員（総務課長） 小林 史典
10. 農業委員会長の委任を受けて出席した説明員
農業委員会事務局長 砂田 隆樹
11. 議事日程・会議に付した事件・会議の経過は別紙のとおり

議長

おはようございます。

本日をもって招集されました令和元年第4回南幌町議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。熊木議員につきましては欠席の届が出ております。直ちに本日の会議を開きます。

本定例会の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

●日程1 会議録署名議員の指名を行います。指名につきましては、会議規則第125条の規定により議長において指名いたします。

4番 西股 裕司議員、5番 志賀浦 学議員。以上、御兩名を指名いたします。

●日程2 会期の決定をいたします。

先に議会運営委員会委員長から本定例会の運営についての報告の申し出がありましたので、これを許します。

9番 川幡 宗宏議員。

川幡議員

議長の許可をいただきましたので、令和元年第4回議会定例会の運営について、去る12月3日に議長出席のもとに議会運営委員会を開催いたしました。議会事務局より本定例会の提案議案等の概要について説明を受けるとともに、日程及び運営について協議いたしました。本定例会に付議される案件は、議会提案として各委員会所管事務調査1件、町からは選挙1件、条例関係10件、令和元年度会計補正予算3件、一般議案1件であります。以上、提案案件全般につきまして審議いたしました結果、本定例会の会期は本日12月10日から12月12日までの3日間とすることで意見の一致を見ております。最後に、議会運営に特段のご協力をいただきますようお願い申し上げ、議会運営委員長報告といたします。

議長

お諮りいたします。ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は、12月10日から12月12日までの3日間といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会は12月10日から12月12日までの3日間と決定をいたしました。

●日程3 諸般報告をいたします。

・1番目 会務報告は、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・2番目 例月出納検査結果報告は、監査委員より令和元年10月分の例月出納検査結果の報告がありました。その内容については、御手元に配布したとおりでございます。

これをもちまして報告済みといたします。

・3番目 定例監査結果報告をいたします。

局長をして朗読いたさせます。

局長

(朗読する。)

議長

監査委員から補足説明があれば賜ります。

角島代表監査委員。

監査委員

若干補足をさせていただきます。定例監査につきましては今朗読がありましたように、地方自治法の規定により年に一度実施をするというふうに定まっておりますので9月末を基準として実施をさせていただきました。あと書いてあることは、この1ページは同じことなのですが今回3番目に内部統制が図られているか

と新しい文言を入れてございます。それと一つ議員の皆さんに伺いますと、意見はよく読むとおっしゃっていますが、あとはあまり見ないという御意見もでございます。今回、特に事実を積み重ねるという形で監査報告書を作成させていただいてございますので、どんな視点で行政事務を見させていただいて、特筆すべき事項があったかなかったかということについて補足をさせていただきます。一枚開いていただきまして、2ページ、3ページをごらんいただきたいと思います。2ページには一般会計の9月末の歳入状況について記してございます。特に新しく大きく数字を動かしているところ2点ほど申し上げたいというふうに思いますが、歳入の部の8行目ですね、地方交付税でございます。地方交付税につきましては、前年度と比較をいたしまして1億3,600万円程少なく歳入をしてございます。ただ去年は9月に胆振東部地震があったということで、交付税額の30%の2億4,500万円ほどが前倒し交付をされたということで、12月分の交付税が前倒し交付をされたということで多かったというのがありますので、特異な現象というふうに言えるかと思えます。そして14行目でございますけれども、財産収入、これは3ページの一番下に書いてございます。南幌工業団地を3社に2億578万円分で譲渡したということによって、数字が大きく動いているということでございます。それから2ページの下3行に、環境性能割交付金というのが本年から新しくできました。10月1日から課税をされているわけでありませんが、10月1日に消費税が10%に増税をしたということと同時に、自動車取得税が廃止されました。これがなくなって、今後は環境性能割交付金という形で課税をされているというふうになってまいります。それと3ページの中程に、地方交付税の意味合いについて記載をさせていただいてございますので、後程ごらんいただきたいというふうに思っておりますが、人口だけで交付税が決まるわけではない。いろんな政策に伴ってくる部分が相当あるということ念頭に置いていただきたいというふうに思っております。5ページにまいります。5ページからは、9月末の現金保管状況について4ということで各課の業務の執行状況について検証をさせていただきます。まず1つ目、出納室ですがおおむね適正に業務が執行されているというふうに書いてございますが、このおおむねの意味なんですが全面的に実査をしております。できるわけもございませんので抽出した範囲で監査を行って全体として適正に行われているというふうに推定をしているということで、おおむねということ記載をさせていただいております。2つ目、議会事務局ですけれども、1行目の後段に町村にあってもというふうになってございまして、内部統制の努力義務と監査基準を制定することとされたことに伴い云々というふうに書いてございます。内部統制というのは、来年の4月以降各地方自治体に入ってくると。ただし、地方六団体がそれだけの負担には耐えられない中で、政令都市以上、都道府県と政令市だけが内部統制をやると、ただし町村等についても努力義務はあるということになってございます。併せて、監査基準を作成して来年4月に公表しなさいというふうになってございますので、これが今までにない動きということでもあります。総務課関係では、去年の胆振東部地震の関連で防災計画の検証をして整理をしているということが書いてございます。6ページにまいります。6ページのまちづくり課のところ冒頭に書いてありますが、いわゆるインターネットを使って情報発信をするという機会が多くなってきてございます。じゃあインターネットが使える環境は、どの程度あるのかということで検証させていただきました。聞いたところでは、まちづくり課の段階で抑えているのは、市街地区と国道沿いということなんです。あと聞いたところでは堤防については光回線が敷設をされているというふうに聞いてございますので、もうちょっと範囲が広いのかなと思えますが、最終的に非常時には防災行政無線、まあ日常には広報なり防災無線ということになりますので、防災行政無

線あと261戸が未設置となっております。ここの設置協力をお願いをしたいということを書かせていただきます。飛びまして9ページなんです、8ページの一番下の最後に、市町村自殺対策計画というのが策定されてございます。非常に自殺が平成22年に6の方が自殺をされて以降、毎年ゼロではないという状況が続いておまして、南幌町は北海道なり全国の平均を上回っているという状況にありますので、こういった形で対策を策定をされているということを記載をさせていただいております。10ページにまいります。10ページでは教育委員会の関係、下のほうにあります、ここには2年目となった公設学習塾ということで記載をさせていただいております。参加率は小学校で27.3%、3行目の後ろのほうですね。2行目の後ろから3行目の頭にかけて、中学校では17.1%が参加をしているということでもあります。出席率につきましては、その下4行目に小学校の出席率が93.8%、中学校につきましては、下から4行目の前半に91.8%とおおむね9割方が出席をしているということなんです、高学年になるほど学力の高い生徒が積極的に参加するというので、本来の目的とちょっとミスマッチではないかというふうに考えてございます。それから11ページでございます。国はということで、令和2年から云々ということで書いてございますが、詳細については書いてあることを読んでいただきたい。実態を知る意味で記載をさせていただきましたので、詳述するのは避けさせていただきたいというふうに思っております。13ページでございます。13ページは、町立病院の関係を記載してございます。患者数の関係で、3つ目の段落で本年度から再開した小児科はというふうに443名の皆増というふうになってございますが、内科が大きく実は数字を減らしているということですから、昨年まで内科で診察をしていた中学生以下の子どもさんが、小児科で受けているということですので、全体としては、数字が伸びていないというのが見てごらんとおりであります。それから2つ目の9月末の医業損益の状況ということで5行目をごらんいただきたいと思っております。5行目に平成30年度で高齢者肺炎球菌ワクチンの接種が一段落というふうになってございますが、これは平成26年の10月1日から定期接種となりました。したがって、平成26年10月1日から31年の3月31日までに65歳以上の方を対象に5歳ごとに95歳まで接種をして下さいと。その段階でも1年間、26年10月1日から27年の3月末までは100歳以上の方も受けていただきたいというふうになってきてございます。したがって一段落をした後、5年間経ちましたので一段落をしたということで接種の件数が減ってきたということになってございます。14ページをごらんいただきたいと思っております。14ページにつきましては、収支の表を記載してございます。医業損益の欄をごらんいただきたいのですが、1億1,258万円の医業収支はマイナスでございます。前年度が8,100万円ということで、3,000万円収支が悪化しているということになります。ただですね、医業外収益で一般会計等からの繰入れがござります。これにつきましては、令和元年6月末は1億6,000万円の繰り入れをしております。昨年は、この段階で8,000万円でしたので結局患者も少ない、収入も少ない、イコールお金が足りないという状況が生まれてきているということ、御報告をさせていただきたいと思っております。それと3番で、患者の利用単価についてということで、それぞれ入院の療養病床なり、外来なり一般病床の単価を記載してございます。毎年予算を組む段階で、外来は単価5,000円、入院は1万5,000円というふうに単価を組んでございますけれども、毎回予算はどうなっているんだということを聞くんですが、必ず5,000円と1万円という答えがきます。実態はここに記載のとおり、入院の平均で1万4,845円、そして、一般病床では1万8,705円、療養病床では1万1,207円というふうになってございます。ちょっと単価設定に無理があるという

ふうに考えておりますので、やはり実態に合った単価を、目標を含めて設定をして欲しいなというふうに思っております。それから15ページ、監査の結果でございますが、おおむね適正に行われているというふうに記載をさせていただいております。二つ目に、監査意見ということで述べさせていただいております。一つ目は現物実査でございます。これは、昨年に引き続いて実施をしてございます。ここで監査基準の作成のため内部統制状況を確認するために2年連続してやったということを記載をさせていただいております。なぜ内部統制が必要であり、なぜ監査が必要なのかということですが、まず内部統制については来年4月から実施をするというふうになってございます。本来の姿は首長が、内部統制状況報告書を作成をして監査委員の審査に付すということですから、内部統制評価報告書を作る職員を町長部局に置きなさいというのは本来の姿でございます。しかし、そこまでの負担には、先ほど申し上げました、耐えられないということで、市町村には努力義務が課されたということになってございます。監査はなぜするのかというのは、まず言葉で申し上げますと、ハイリッヒの法則というのは皆さん御存じでしょうか。ヒヤリハットの法則というんですけれども、一つの事件が重大事故が起きる前には29件の軽微な事故があって、その前には300のハットとするような、あるいはヒヤリとするような事故が起きるんだと。したがって、ヒヤリハットもしくは29件の軽微な事項をどこまで抑制していくのかということが大事なポイントだということで、どうしても監査はしなければいけないというふうに一般に言われてございます。これは労働災害における経験測なんです、今オフィスワークでも同じように事件が起きるというふうに言われておりますので、そのために監査を実施しているということでもあります。それから2つ目の会議録の作成についてでございますが、15ページには法律の建て付けを書いてございます。なぜ会議録を作って誰がその内容を確認するのか。議長と、まず地方自治法をまず引っ張り出してきました。自治法に議長と議員2名が署名するということを書いてございます。先ほど議長は、会議規則125条で議員2名を指名いたしました、会議規則には議員2名を指名するというので、議長が署名するとは書いてございません。したがって、地方自治法を引っ張り出してくるとそういうふうになります。委員会条例では、委員長が署名または記名をして議長が保管するというので決められてございます。16ページにまいります。16ページにつきましては、最初の段落の中で、監査日現在でどういう状況だったかということに記載してございます。この最後に定例会及び臨時会の会議録は11月15日までに作成、公表されているということを書いてございますが、委員会関係については、今のところ確認をしておりません。会議録は何のために作るのかということを書いてございますので、それぞれ長がつく方は会議録を作成して、そこまでを一つの会議体が終わった自覚をしていただいて、職員に迅速な会議録の作成を求めていただきたいというふうに思っております。3番目が、町立病院の関係で記載をさせていただきましたが、町立病院の関係につきましては、御存じのようにことしの4月1日から常勤医師3名体制ということで、私もきのう行ってきましたが、午前中はびっしり、午後からは比較的空いているというような状況で、患者さんは少しずつですが、ふえてきているというふうに考えてございます。体制は3名いれば、カンファレンスと言いますか会議ができるということで、症例検討もできますし、非常にいい環境にあるなというふうに思っておりますが、高齢者は一度離れるとなかなか返ってこないということも一方であると思っております。特に去年、医療体制が脆弱化したということの結果が、ことしも響いているのだらうというふうに思っておりますので、そういった点、急にお客さんを集めてくるようなわけにはいきませんので、患者さんとどう信頼関係をつくっていくのかということが大事だというふうに思っております。

そして16ページの下の固まり、下から2つですね、加えてと書いてございます。9月26日に厚労省が公的病院の再編成を発表してございます。町立病院も対象になったということなんですが、大体全国の公的病院の4分の1以上を対象として、もっと極端に言いますと、北海道の人口密度の低い地域の病院が多く対象にされているということで、非常に一方的な通知で、問題があるなというふうには思っているわけですが、これは急性期医療対象と、いわゆる救急車等の搬入実績を基にこの数字が出されたというふうに聞いてございます。それで、16ページの1番最後の平成29年度の定例監査報告で、救急車の稼働状況として、意見として報告したというふうに書いてございます。これは、実は平成26年から28年、3年間の平均をそれぞれ単年と表を作ってお示しをしていますが、この段階で3年間の平均で救急車の出動回数は336.3回、年365日のうち336.3回出動しているということでありまして。そしてうち、町立病院に搬送されたものは35件、そして、町内の他の病院に行ったものが11.7件、町外の病院に搬送されたものが270件ということでございます。これは、町立病院の持っている機能とどうしても関連してございます。そして、約20件ほどが搬送の必要がないという状況ですので、これは搬送していないというのが実態としてなっています。17ページにはそういったことを踏まえながら検討をせざるを得ないというのを記載をさせてございます。特に予断を与えるようなことにはしたくないと思っておりましたので、事実関係だけを記載させていただきました。真ん中の段落で、新・国民健康保険町立南幌病院改革プランについては、平成29年度から実施をしてございますが令和2年度までの4年間ということなんですが、平成30年度の点検・評価報告書では、ここに記載の4つの事項を検討して、回復期病床の導入や収益性の高い病床導入についての検討が必要というふうにされてございます。最後は私の思いなんですが、一つは近隣の市町村、市も含みます、北広島市なり江別市なりも含めて、ここに子育ての小児科の中核病院を作って内科もやりますよというスタイルが、これ一言で言いますと小児科はどうやっても赤字です。財政援助がないとできませんので、そういう連携ができないのかと。ただ、札幌が近いですからかなり厳しいだろうと考えてございます。そして、どのような方法を取るにしても、よりベターな方向を町と議会が十分かつ慎重な議論を行って、住民福祉の維持向上、これが地方公営企業の第一の目的で、公営企業経営の採算性を図るといのが地方公営企業法の建前、建て付けでございます。そして、町の財政負担の削減と、特に資金不足解消のための繰入金金の削減、または解消を図ってほしいということをお願いをさせていただきまして、以上を申し上げて補足に代えさせていただきます。

議長 以上で、定例監査結果報告につきましては報告済みといたします。4番目 財政的援助団体等監査結果報告をいたします。

局長に朗読させます。(朗読する。)

議長 監査委員からの補足説明があれば賜ります。
角島代表監査委員。

監査委員 それではもうしばし耳をお貸ししたいと思っております。今、局長から朗読説明がございましたが、少しですね、今回の監査につきましては経営の内容に立ち入って監査をさせていただきました。そういう意味で4ページまで飛んでいただきたいんですが、既に一度振興公社専務のほうから内容の説明をさせていただきますので、私なりに評価をさせていただいた結果をここで書いてございます。1資産の部の下から3行目ですね。トラック1台等116万円云々というふうに書いてございますが、ここに償却資産とされない無形固定資産、コース勘定の帳簿価格に変化はなく、というふうになってございます。これはコースを造成すると、河川敷に築山をつくったりバンカーを掘ったり、木を植えたりということになる

わけですが、通常であればお金をかけていますので減価償却ができます。しかし残念ながら、ゴルフ場の場合はコース勘定という管理で減価償却ができない、いわゆる土地というふうに扱われると。したがって、本来であれば減価償却ができれば税金を払わないで済むんですが、減価償却ができないということで、税金が多く発生をするという状況になっております。というのは、去年は固定資産の減価償却がぐっと金額が落ちたということで、非常に天候が悪かった状況の中で、売り上げが悪いですが利益が出てしまったというような状況になってございます。本当は、赤字でも不思議ではないぐらいの売上だったわけですが、コース勘定の償却ができないということが経営のウイークポイントといいますか、そうなっているということを御理解いただきたいと思っております。それと2の負債純資産の部ですが、これ3行目をごらんください。現実売上高の減少に伴い及び、となっておりますが、及びにつきましては誤字というかちょっと削り漏れでございまして削っていただきたいと思っております。ここについては以上であります。5ページにまいります。5ページにつきましては④ということで、令和元年9月末実績と経営状況について記してございます。3行目の後半、本年度は好天に恵まれたことに加え、コース管理の徹底とインターネット予約、以下ウェブ予約という、そのシステムの導入の効果などから営業日数、入込客数が大きく増加しているということでございます。非常に好天に恵まれてお客さんが入っていますし、聞き取りでは、夕方10件の予約が空いていると。ただ、朝行ってみるとインターネットで予約がされていてそれが全部埋まっているというような状況がしばしばあるそうです。そういう意味で、お客さんがふえた一つの要因というふうになってございます。6ページにまいります。6ページの3行目に、このため、現預金現在高は前年同期より2,230万円、47.4%上回っておりということなんです。令和元年9月末に一体いくらの現預金があったのかということなんです。6,900万円ほどありました。これぐらいを持っていると来年度以降の運営資金、この冬は収入が入ってきませんので、4月以降の運転資金を確保していくと。それとある意味、毎年650万円の負債償還をしてもらわなくてはいけないわけですから、その原資を持っていくということが必要だろうというふうになってございます。ただ、夏の間はそれなりにお金が回転しますので、最低限4,000万円程度の現金は持っていて欲しいなというのが私どもの考え方でございます。それと7つ目に、監査のまとめというふうに記載をさせていただいてございます。ここについては詳しい内容は避けさせていただきたいというふうに思いますが、運営の考え方がウェブ予約を入れたことによって時代に沿ったやり方に変わってきたのかなというふうになってございます。ゴルフ人口がどんどん減少しておりますので、いかに新しいお客さんを呼び込むのかという意味で、新しいツールを使ったことがいい結果に結びついていると。ただ水ものと言いますか、天候についてもありますので、ことしのような成績がそのとおり毎年出るとは思っておりませんが、頑張ってお力をさせていただきたいということをお願い申し上げます。報告に代えさせていただきます。以上です。

議 長 以上で、財政的援助団体等監査結果報告につきましては報告済といたします。

・5番目 町長一般行政報告をいたします。町長。

町 長 本議会定例会にあたり、1件の行政報告を行います。

北海道立高等学校通学区域の一部変更について御報告します。

去る11月7日開催の北海道教育委員会会議において、令和3年度の南幌高等学校の生徒募集停止に伴い、令和3年4月から南幌町の通学区域の一部を変更し、空知南学区と石狩学区にすることが決定されました。これに伴い、現在特例的に認められている石狩学区近隣4校含む全日制普通科全32校において、学区外就学5%の制限がなくなります。高等学校の選択の幅が広がることにより、子

議長

どもの学習環境の充実が図られるものと考えます。以上、一般行政報告とします。
以上で、町長一般行政報告につきましては報告済みといたします。●日程4
一般質問を行います。

本定例会の一般質問通告者は5名でございます。一般質問につきましては通告
順に行います。

7番 石川 康弘議員。

石川議員

それでは、私から町長に質問いたします。町民に平等な通信インフラ整備の推
進を、ということで質問させていただきます。総務省は現在、5GやIoTなど
の高速通信網を整備するため、光回線整備やブロードバンドの整備を進めていま
す。本町でも十数年前に光回線、当時はBフレッツと言いましたが、これを普及
させるため、私は農家の青年たちやNTT代理店と一緒に、町内各地で説明
会を行い加入申し込みを募ったことがありました。NTTは、1,000件の申
し込みが集まれば全町に敷設すると言われていましたが、残念ながら800数十
件しか集まらず、それを町長とともにNTTの札幌支店に提出し要請したことが
ありました。翌年には市街地や住宅地、工業団地へと光回線工事が行われ、高速
通信サービスの利用が実現しました。ただ、農村地区は完全整備されないまま、
業界内では現在南幌町は100%開通と公表されています。一方、無線によるモ
バイル通信が普及したことで近年、光回線工事が減る傾向にあります。本町は道
央圏に位置し、サービス提供開始は早いほうで、カバー率は90%以上と公表さ
れているのですが、やはり農村地区は速度が遅く利用しづらい状況にあります。
本町は、地形が平坦なことから、基地局を設置しても高い建物に電波が遮られ遠
くまで届かないのが現状です。農家のデータ通信需要は、年々高まっており、
インターネットで情報収集や販路開拓など経営に生かそうと頑張っています。と
ころが、農村地区では光ケーブル回線も無線回線もどちらもつながらない地域が多
くあり、大変不便を強いられています。このように、地域によって通信サービス
に差ができ、不便を強いられたままで放置していて良いものでしょうか。町民が
平等な通信サービスを受けられるよう無線基地局を、例えばビューローやライ
スターミナルなどの高さのある施設に設置することを働きかける考えはないのか、
お伺いいたします。

議長
町長

町長。

町民に平等な通信インフラの整備推進を、の御質問にお答えします。移動通信
システムなどの高度通信網が、国において第5世代移動通信システムいわゆる5
Gの2020年商用サービス開始に向けて強力に進めています。この5Gは、超
高速・大容量、超低遅延、多数同時接続を行った特徴を生かし、これまで主流で
あった通信サービスだけでなく、農業、建設、医療など様々な分野にIoTを活
用するインフラ技術とされています。また5Gの全国展開にあたり、通信事業者
に対して整備エリアの従来の人口カバー率から面積カバー率を条件としたこと
により、都市部だけでなく地方部への早期展開及び条件不利地域への基地局整備
の促進が図られるとされています。そのため、個別の通信事業者への要請ではな
く、IoTを活用したスマート農業のさらなる展開を含め、引き続き、空知総合
開発期成会の開発予算要望とあわせて、総務省に対し高速通信網の整備促進を要
請してまいります。

議長
石川議員
(再質問)

7番 石川 康弘議員。

まず、冒頭にお伝えしておきたいのは、以前から光回線工事については、引き
続きお願いしたいということには変わりはありません。しかし、無線のモバイル
回線が普及したことで、光ケーブル工事はコストがかかるとかでなかなか工事し
てもらえないようなので、ならばモバイル通信の工事を要請するというものであ
ります。先ほども述べましたように、農村部を後回しにされた光回線工事は、そ

の後少しずつではありますが工事が進められて、特に夕張太を中心に、先ほど代監のほうからもありましたけれども、南幌町も要所要所ではつながってはいますが、さらに夕張太を中心に工事が行われていますし、ここ最近では進みましたけれども、あまり進んでいない状況にあるということでもあります。そういったことで、農村部のほうではいつになったらうちのほうに光回線が通じるのかということで、私のほうにも催促が来ます。やはり、十数年前にやったということもあって、当てにされた中で私のほうにもそういった声が届く状況にあります。また、それ以外では光ケーブルが家の前を通っているながら接続することができないという地区もありまして、私のもとに早くに申し込んでいるはずなのになぜつないでくれないんだと、目の前を通っているのにというそういった苦情が寄せられているのが現実であります。そんな苦情を通信事業者に伝えるにも私のほうからは代理店を経由という形ではなかなか、らちが明かず、以前町の担当課のほうにも相談したことがありましたが、NTTに頼んでも厳しいという返事しか受けられませんでした。さて、今回求めているのは、無線モバイル回線の話なんですけれども、利用者としては若干コストはかかりますけれども、質量が安定しないのはありますけれども、徐々に送信出力がふえ、料金も下がってきているという状況で、これから期待される回線であります。先ほど町長にお渡ししましたけれども、この調査票、実は私が昨年独自で電気店から端末機を借りましてパソコンとつないで町内各地で受信調査をした経緯がございます。そんな中で、UQ WiMAXにつきましてはこのような形で、そして、その裏側のワイモバイルについてもこのような形で出ていまして、この表の中で出ていますけれども、青い部分のところは受信が可能な地域、赤とか黄色の地域は受信が不可能なところというふうな形で表しております。これを見ますと、基地局の一つはUQ WiMAXのほうは13線の運河橋の横にあると、またワイモバイルのほうは町営球場の横にあるという二つとも同じような場所にあるという経緯もあるんですけども、両方とも通信可能なのは三重地区だとか青葉の一部それから中樹林の一部などが通信可能であります、それ以外の中樹林の北部だとか晩翠、夕張太、鶴城、そして川向につきましても全く届かないとそういうふうな状況であります。あわせて、光回線につきましても同じような状況でありまして、そういうことでそちらの方面の方から強く要望が来ているところでありです。農村部に住む者にとりましては、さっきも言いましたように需要が多いわけですし、これから先やはりこういった基地局がふえなければ、なかなかそういったサービスを受けられないということで、同じ町民でありながら、なぜこんな差が付くのかというこういったことの苦情が強く来ております。また、一向に進まない光回線工事ですけども、光ではなくてADSL回線で接続している人たちも結構います。しかし、来年2020年からそのサービスが廃止されるというふう聞いておりますし、2024年にはすべて廃止というふうな形で終了というふうな形でも言われています。ただ、自治体との間でIRU契約が行われていればまだそれは長引くのかもしれませんけれども、いずれにしても機械が古くなってきている中で、近い将来ADSLにつきましても整備サービスができなくなってくるという話であります。今町長のほうから空知総合振興局を通じましてそういったことで要請していくというふうな話ではありました。本当に補助というふうに5GやIoTのそういった高速通信などを受けるためにも、その媒体がなければ我々にはそれを利用することも情報が入ることもできないというそんな状況にあるわけですし、そういったことではどのような形で光回線なのか、またモバイル通信というふうな形の手法なのか、どのような形で要請をされているのか、それを再度お伺いいたします。具体的にどのような形でやるのか、また、いつ頃そういったことが実現になるのか、その辺りについても再度お伺いしたいですけれどもよろ

しくお願いします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

それでは、石川議員の再質問にお答えをいたします。先ほどお答えした、今まで人口率から今度はカバー率が地域によっていろいろ変わってきていますので、中継ということになると、先ほどお話ししたように条件不利地域にも入るということで、石川議員もきょうの朝刊を見ていただいたかと思いますがそういう話が出てきています。総務省の記事にも、来年2020年度からその予算を追記ができるようにということで拡大していくと、これは今まで要請したことが、ようやく国のほうが少し出てきたということでもありますので、5Gをすることということになりますと、当然光回線が入っていかねば5Gにつながらないとそんなことがありますので、国のほうがようやく来年度の予算に向けて今体制を整えるとしておりますので、そこに向かって私どもは要請していくしかないし、モバイルでやってまだ5Gにつながらないとかということにならないように、やっぱり光であくまで5G、これはスマート農業につながるわが町としては、非常にいい制度ではないかなと私は思っておりますので、関係団体、期成会も含めながら、そういう農業に向かうためにも必要であるし、先ほど申し上げたように医療、建設業、そちらにも当然つながるといってありますので、私はそっちのほうで向けていくのが今の道筋としては良いと。また国が進めようとしているところに合致するものですから、そちらのほうでいくべきではないかなというふうに思っております。

議 長
石川議員
(再々質問)

7番 石川 康弘議員。

5Gを中心ということで、光回線を主体にというふうな話ですね。実際に10年以上前になるんでしょうけども、総務省の情報通信局のほうで、地域情報通信基盤整備事業ということで立ち上げて行った経過がございます。それにあわせて、全国各地でこの事業に乗るためにということで、相当の市町村がこの事業に手を挙げて事業を進めておりました。道内でも相当各地で行っており、この空知管内でもいくつか名前が挙がって行われたというふうな話を聞いております。国が、そういうふうな形で予算をつけてやるということですけども、NTTに聞きますと、NTT独自でやるというのではなくて、今はもう自治体のほうでそういう事業を立ち上げ、それを推進事業者が借りて、その代わりに、借り賃は払うというふうな形の体制をとって事業を進めていかねば、NTT独自でできるものではないんだと。やはり、条件不利地域と言いますが、そういったところをNTTが独自でやるには余りにもリスクが多いと、そういうふうな話で言われており、そういった中ではやはり自治体を中心となって事業を推進し、それをIRUというそういう事業の中で、契約の中で利用していくというふうな話を聞いております。そうなればやはり本町としてもそういう通信事業として工事の事業として行うことになるのではないかと思うんですけども。ちなみに後志の蘭越町の話なんですけど、10年前に光回線工事を実施する際に試算をしたところ、全町に敷設するには約7億かかるという話をされておりました。それを総務省の補助事業などを活用したところ、わずか3%の負担で実施できたというふうに聞いております。それは、今の段階では総務省もそんな補助事業はないのかもしれないけど、ただ、今の町長のお話ですと、ひょっとしたらそういったものを復活するのかなという期待も持つところでもあります。やはり、積極的に総務省へ働きかけるなり、そういうふうな形で要請していくならば、うちとしてもどれぐらいかかるかという何らかの試算もしておくべきではないかなという感じがするんです。先ほども言いましたように、うちの町は市街地や工業団地、ある程度主だったところの工事は行われているわけですから、それから考えますと、さっきの蘭越町ではありませんけども、あれよりは面積も狭い、また、施設もある程度されている中では、

そんな7億なんてかかるようなものではないと思うんですけども、そういった方面でも少しでも試算するなり、これがまた、これからのいろんな資金計画の中でも考えていただくような形にならないのかなというふうな感じを思うわけですけども、そういうふうに、国がそういうふうに進めていく中で、町としては事業をやっていくこともありというふうな形で考えているのでしょうか。全くそれは無しという中で、あくまでも向こうからのもので求めていくことになるのか、その辺りについても再度お伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長

石川議員の再々質問にお答えをいたします。先ほど一番最初に答弁させていただきましても、通信事業者に対して整備エリア、人口カバー率から面積カバー率という国の方針が打ち出されておりますので、当然5Gになりますと地方自治体でなかなかこれを取り組んでいくということには多分ならないだろうと。おそらく、総務省が全国津々浦々までというか、隅々まで過疎地域も含めて今やろうとしているところでありますので、それは地域間格差を無くすということで謳っておりますので、その様子を見ながら当然やっていかなければならないし、町が先んじてそれがやれるかといったら、そういう状況にも私はないと思います。あくまでも、国がそういうものでやっていくということがきちっと出てこない限りは、町が先走って手を挙げて大きな負担をかけていくということには私はないのではないかと。ただし、国のほうには早く、そういう地域間格差が非常に大きいわけですから、早く同じようにみんなが受けられるような体制づくりを、早期に実現を要望してまいりたいなというふうに思っております。

議 長

以上で石川 康弘議員の一般質問を終わります。

菅原議員

次に8番 菅原 文子議員。

誘客交流拠点施設整備事業について、お伺いいたします。12月の町広報誌に「人、そして未来への希望をつなぐ地域の新たな交流拠点」として、子育て世代や地域団体を対象に行ったアンケート、ヒアリング調査の内容や建設予定地の地図が掲載されておりました。11月19日の全員協議会では、財政推計についての説明の中で基本設計、実施設計費合わせて2,800万円、建設費として8億9,600万円が計上されました。当初、基本設計を持って建築費や運営費、維持費等の詳細を住民と議会に説明するとしておりました。その後、民間手法の活用については、話がありましたが、事前の説明がなく、8月26日の全員協議会で施設の設計建設運営などを民間事業者に包括的に委託するDBO方式に変更すると説明がありました。多額の事業費を必要とする事業であり、事前に十分な時間をかけて協議すべきだったと考えます。その後、検討中とし進展がないとの理由で、町側から議会に報告はない中で、12月町広報誌ではこの事業について大きく取り上げられましたが、町長の考えを伺います。

議 長
町 長

町長

誘客交流拠点施設整備事業についての御質問にお答えをいたします。誘客交流拠点整備施設整備事業については、子ども達がいつでも元気に安心して遊び集える施設を中心に、多くの町民が利用でき、町外から訪れる多くの人と交流ができる新しい空間づくりを目指しています。本年第3回議会定例会で答弁したとおり、事業方式については民間のノウハウや管理運営マネジメントの活用により、利用者の満足度を高め、管理コストの抑制が期待できる公民連携の手法を検討していますが、決定したものではなく、今後さらに議会と協議をさせていただきたいと考えています。また、町広報12月号においてこれまで保育園、幼稚園、小学校などの保護者、団体等からいただいた御意見の一部をお知らせしたところで、議会との議論をこの後におきましても、適時情報の提供を行い、議会との議論を深めてまいりたいと考えております。引き続き、子育て世代をはじめとした

町民の皆様、関係機関、団体からの御意見や財政負担の縮減などを踏まえて、事業の実施を検討してまいります。

議長
菅原議員
(再質問)

8番 菅原 文子議員。

それでは再質問させていただきます。まず、最初に12月広報について伺います。内容についてですけれども、南幌町で新しい大きなプロジェクトが始まりましたとあり、次に施設の整備を検討しています、整備の実現に向けて取り組んでいます、このように書かれております。整備を検討、取り組んでいきますという表現では、つくことに決定したかのような表現だと私は感じております。施設整備の実現に取り組んでいきます、これはそうです。それから検討という言葉ですけれども、この検討というのは整備について内容を検討している、それからいろんな検討という意味合いがあるかと思えますけれども、読まれた方は検討という言葉聞きまして、もう既に決まったかのように感じ取られた住民の方がたくさんいらっしゃいました。また設問の内容ですけれども、どんな遊具、どんな機能、やってみたいこと、どこに作るの、具体的に2カ所掲載など具体的な内容に対するアンケートでもあり、つくるべきか否かのアンケートは一つも見受けられてございません。QRコードからダウンロードしたアンケート調査を見ましたけれども、このような施設が、南幌町に建設されたら利用したいと思えますかという質問があるだけでございます。しかも、このアンケートの締め切り日を書いてありませんでした。この町広報誌を見ましてもダウンロードされたホームページを見ましても、どこにも、このいつまでにとという形では一切掲載されておりましたので、このアンケートをどのような形で集計し、公表するのをお伺いしたいと思います。また、11月19日の全員協議会におきまして、このアンケートの内容の説明はございませんでした。その時点では、正確でなくてもこのように載せますよという御報告があってもよかったのではないかなと、私は考えております。このためにわざわざ集まる必要はございませんけれども、たまたま11月19日の時点で全員が集まっている会がございましたので、その中でも完全ではないけれどもこのようにというお話を私はいただければよかったのかなと。といいますのも、この掲載がありましてから各議員のところ、6月広報の時もそうですが、住民の方から各議員にもう決まったのかとか、どうなっているのかという質問がファックス、それから電話で来ております。私たちも、このように掲載されることも存じ上げませんでしたし、アンケートの内容もわかりませんでしたので、わかりませんという答えは、なかなか私たち議員としましては聞いていませんというお答えは、なかなか住民の方にはできません。それで、6月に掲載された時は、5月20日に全員協議会があり、今回は11月19日全員協議会がありましたので、次回からは一言お伝えいただければありがたいと思います。次に、事業についてお伺いいたします。きょうは傍聴者の方々もたくさんいらっしゃっていただいておりますので、今までの流れをちょっとここで振りかえさせていただきますと思います。まず、第6期総合計画にはないということを前提になっておりますけれども、本年の1月25日の町と議会との懇談会の中で、職員レベルで誘客施設検討会を立ち上げ、誘客交流拠点施設の整備を進める考えですという御説明がございました。この時点では、職員レベルの話ですということ一言ありましたので、私たちも、これが本当に決まっていくものと決定したものとは考えておりました。しかし、本年3月の町政執行方針の中では、この件について何も述べられておりません。次に、5月20日の全員協議会では、誘客交流拠点施設整備構想として説明がありました。まだ構想の段階でございます。そう言いながらも、町広報誌6月号に掲載をされております。このことにより、先ほど申しましたように、町民の方々から議員へお問い合わせなどが入っております。次に、8月26日の全員協議会が行われ、今までは整備構想だったも

のが整備事業になったと説明がありました。そこで突然、事業手法を従来の方式ではなく、基本設計、実施設計、建設工事維持運営管理を一括で民間に委託するDBO方式の導入を検討すると説明がありました。その後、何も進展がないとの理由で議会への説明は一切ありませんでした。そして、12月の広報でアンケート結果などが掲載されたという経緯でございます。この間、同僚議員が6月と9月定例会で質問しておりますけれども、町長は初めから一貫して、基本設計が完了しなければ詳細がわからず、住民と議会には説明できないとおっしゃってきたところでございます。9月の一般質問の同僚議員の答弁の中で、事業方式が決定し、プロポーザルや基本設計が完了を目指す令和2年度中に概算事業費などを出すと言われております。このDBO方式は設計、建設、運営までを一括入札するのが一般的です。町長の言われる基本設計・実施設計が出るときには既に、維持管理するところまで入札が終わっていることと私は思っております。運営する企業になるのがどこかはまだ全くわかりませんが、民営業者の方が運営しやすいような遊具や備品であったり、この施設について基本設計や実施設計から参画してまいります。本来、DBO方式というのは、一括入札のために期間の短縮や必要経費などを節約でき、維持運営をしていく上で利点が多いとされています。しかし、一括方式ですので、本来はつくと決まった事業に適していますので、本町ではまだ、この施設をつくるのかどうかの話し合いさえも町民や議会とはなされておりません。議会として、まだこの事業を承認しておりませんが、町長はこの時期をいつの時点とお考えなのかお伺いしたいところでございます。また、財政についてお伺いいたしますけれども、11月19日の全員協議会において、令和5年、2023年までの財政推計が出されました。来年度の令和2年度歳入が61億8,900万円、町債残高59億6,500万円、財政調整基金が7億9,400万円、令和5年度の歳入51億7,400万円、町債残高62億7,500万円。財政調整基金が4億2,900万円、令和5年度以降、財政調整基金の取り崩しは不可能だと私は考えております。今後、今ある既存の町営住宅、公共施設、橋梁、道路などの補修や改修は年々ふえていくものと私は考えておりますけれども、今国土交通省をはじめ各自治体でも公共施設のアセットマネジメントの取り組みが進められております。本町では、この取り組みと逆行していると感じます。また、この誘客施設はこれから新しく建設するということですが、躯体、建物はこれからですと50年60年はもつと思っておりますけれども、それまで南幌町の人口は何人を保っているとお考えでございましょうか。今建設中でございます長幌浄水場建設、可燃ごみの焼却施設負担分、この誘客施設、すべての元利償還が始まっているであろう約10年後の人口と財政をどのようにお考えなのか。浄水場やごみ施設などは、町民全員が関わる大変重要な必要な施設でございます。誘客施設、町外からお客さんに来てもらうように誘う施設のために、多額の借金返済を今の若者や子ども達に託してもいいものでしょうか。日本国民が減少していく中、南幌町だけが人口が増加し続けるとは私は思いません。町長はこの誘客施設をつくることで、少なくともこの10年の間で町外から何人の子育て世代の方々が南幌町に移住して来られるかを想定しているのか、具体的な目標人数を伺います。今まで長く御説明してきましたので、ちょっとまとめさせていただきたいと思いますが、質問です。町広報誌の前にアンケートの内容、まとめなどの進捗状況の説明をするべきではなかったのか。これは先ほどお伺いいたしました。それからまた、この事業について財政や不安、心配などの意見はなかったのでしょうか。この中には、前向きなアンケート調査の結果しかありませんでしたけれども、財政とかどうするのという不安なことはなかったのかお伺いいたします。3番目ですけれども、事業についての住民や議会に十分な説明がなく、議会の承認がないまま設計、建設、維持、運営までの一括入

札を行うことについて、町長のお考えをお伺いいたします。次に、当初の従来方式では、今年度基本設計を委託しそれをもって住民や議会に説明するとしていましたが、今年度にはまだ基本設計を出す予定がないようでございます。結果として、DBO方式に決定したものと推察されますけれども、そうだとしたらプロポーザルで公募する前に南幌町にとってこの施設が本当に必要かどうか、この施設をつくることでどれくらいの移住定住者がふえるかという議論、協議、検討をするべきと考えますけれども、町長の考えを伺います。最後に、多額の町民の方々の大切なお金を使って建設維持費、数年後の遊具類の入れ替えなどしていくためには、何人くらいの移住定住者が毎年ふえていかなければいけないのか、想定人数を具体的にお伺いいたします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。
菅原議員の再質問にお答えをいたします。アンケート調査、同僚議員から少しでも早くアンケート調査をして町民に広報せよと。皆さん異論はなかったですよ。それで、私どもはそれも一理あり、途中経過ですけれどもお知らせするというのが、議員の皆さんからの要請があったわけでありますから、アンケート調査は一部でありましたけれども広報をさせていただきました。議会の皆さんに遅くなったってというのは、当然申し訳ないという意味もありますか、議会の皆さんが早く町民に知らせるべきだと言ったから、私どもはこれ終わってからするよりはずっといいのかなということで早い判断をさせていただきました。勘違いされているかと思いますが、決定したものではありません。今、いろんな方法で調査をさせていただいております。DBO方式も検討の材料の一つ、だからこういうものをつくっていく場合にはどうしたらいいか。前にもお話ししたように、うちの財政から考えてより有利なものを使っていきたい。前にお話ししたように、できれば町の負担は半分以下にしたい。ですから、いろんな検討をさせていただいて、その中にDBO方式が出てきましたから、今検討させていただいております。財政推計は、標準的なものであるということでありますので、出させていただいたところでありますので、構想自体も今いろいろ検討させていただいて、当然プロポーザルもしなくてはならないとは思っています。まだ、そこまでは行っていません。それは、そういういろんな手法が出てきているのにトライしないで、従来の方法で5割の町の負担でいいのかどうか。それから、菅原議員が今言われた財政将来の負担、私も一番それが気になりますから、今の時点で町にとって一番いい方法が何か。それを検討させていただいているので、そんなことを今検討しています。それから、もう一つ誤解いただいているけれども、町民の利用も兼ねています。町民の子どもさん達、あるいは大人、お年寄りも含めてそういう町民の方々にも利用していただく、なおかつ、町外から来ていただくそういう施設にしたいものですから、いろいろ検討させていただいております。そういう意味で、アンケートや聞き取り調査やいろいろさせていただいているということです。これもしない、何もしない、何もしないでいったら、人口問題研究所は2040年に5,400人と出ていますよね。私は、それには絶対反発したいなど。それに、うちにはまだ650という宅地が、うちの町の中にあります。道の公社の宅地があるわけですよ。何もしないでいいのですか。ですから、いろんな検討をさせていただいて、菅原議員はすぐ決定した、決定したと言われますけどまだ検討段階です。まだものを作るという、できればいいなという話です。そういう構想、事業に変えましたけれど構想が変わっておりません。それで、町のことも十分、それから町民のことも十分考えて私はやっていくべきだと思っておりますから。いかに町の将来人口は、当時団地を完売するためいろんなことを考えて、いろんな施設、道路、街路、公園、まだ埋まってないわけです。それを埋めるために何もしないでいいのか、ということにならないかなど。私はそこを埋めるための努力、町の

中で今ある中でできる努力は、精いっぱいトライするべきだというふうに思っています。なるかならないかはちょっとわかりません。今の私の中では、これをつくることによって、かなり可能性は高くなるのではないかと。何もしないよりは高くなる、なおかつ財政負担を少しでも減らしていく、それには国あるいは道の応援をいただいてやろうとしていますから、うちでお金があればすぐ答えは出せます。でも菅原議員も御承知のような財政状況ですから、いいものを少しでも多くもらって町民の負担を減らして、そして、町民の方々が利用して喜んでもらう、なおかつ、町外から来ていただく、そんな施設も必要ではないかなということ、今いろいろお話をさせていただいているところでもありますので。ちょっと誤解をされてもうできた、つくるのが決定したとかそういう話ではないので、だからアンケートやいろいろさせていただいております。

議長
菅原議員
(再々質問)

8番 菅原 文子議員。

今の町長から再答弁をいただきましたけれども、具体的なお話がなかったのは残念だなと。想定人数が毎年どれぐらいふえていくのかの想定人数を具体的にというお話でしたけど、それがなかったのが大変残念なことだと思っております。まず、私が決まったかのような誤解というお言葉をいただきましたけれども、私も決まったとは思ってはおりません。というのはまだ議会にそのようなお話がないからです。ですけれども、最初はこの8月26日にいただいた全員協議会での説明ですけれども、従来方式では2019年度、今年度基本設計ということが書いてあります。これを以て住民、議会に詳しい説明をしていくと、その後は実施設計、建築許可手続などいろんなことがあって2023年、令和5年のオープンに向けてというお話がありました。ですけれども、今度DBO方式に変えていくことを検討しているというお話があった中で、2019年度今年度は住民、子育て世代へのヒアリング、公募準備ということで資料をいただいております。そして、2020年度、公募型プロポーザル、基本・実施設計などの一覧があります。これからいきますと、従来方式ではないですけども2019年度に基本設計が出されないということは、DBO方式になったのかなと誤解しても仕方がないことなのではないでしょうか。町長は以前からお話ししていたように、ボールパークのオープンに向けて一緒か、それとも一足先に造りたいと、オープンさせたいというお話が以前からあります。それを追っていくと、このような形になりますということで私たちは説明を受けておりますけれども、これからいきますと、もしですよ、DBO方式にしないのであれば1年ずつずれていく、もしくは2年ずつずれていくことになろうかと思えます。それでは、この2023年のオープンに間に合わないのではないかなと、私はこの表を眺めながら思っているところです。それで、私は誤解しているかもしれませんが、決まった話ではないと町長は先ほどからおっしゃっていますが、私はほぼ決めていくのではないかなと。検討中と言いながらも、決めていくのではないかなと私は考えている、ここに理由があります。今アンケートのことをお話いただきましたけれども、先ほど言いましたように、私はわざわざ町広報に載せるために全員協議会なり懇談会を開いてくださいということはお話しはしておりません。ただ、5月20日それから11月19日にたまたま全員協議会があったわけですから、この時に一言お話をいただいてもよかったのではないかな、ということで先ほどからお話をいただいております。載せていただくのは大変いいですけれども、ここに誤解のあるような表現の仕方とか、それから不安な材料を載せづらいと思えますけれども、そういう率直なアンケートも載せていただきましたかったなど。もし全くなければ別です。子育て世代のお母さんたちは、あるに超したことはありませんし、どうなのがいいですか、どうやったら遊びたいですかと聞かれれば、それはこのようなものが欲しい、こうやって遊びたいというのはもちろんだと私は思います。です

けれども、その中に以前お話がありましたように、職員の方ともお話しをされているかと思います。その中でもこういう話が一つもなかったのか、私は今までこういう話を職員の方から不安なことがありますよとか、財政は大丈夫ですかというお話をされているということは一言も聞いておりませんが、そういう声はなかったのかなと。それで、私はこのアンケートについて、11月19日それから5月20日に、簡単にでもいいので御説明いただければありがたかったかなと。何も広報誌に載せてはだめということではありませんので、そこは誤解のないようお願いいたします。それとこのDBO方式ですけれども、私も建てるのであればこのDBO方式が一番最適だと私は思います。時間も短縮されますし、一つひとつのことに時間をかける、またはお金をかける必要がないので、決まったことであればもう本当に速いです。室蘭のほうに職員の方々が行って勉強されてきたようですけれども、私も室蘭のお知り合いの方にいろいろお聞きをしています。その中で、一番大きく違うのは、室蘭の場合は今まであった老朽化したものを一つにしたいとそういうことから始まっているようでございます。うちは新設なので、そこは全く違います。ですけれども、アンケート調査やDBO方式にしたらいいかという事前協議は大変詳しく、何回も何回も説明、それから協議を行っているようでございます。なので、私は、このDBO方式は建てる人には一番いいと思いますけれども、その前に建てるか建てないかの協議を先にするべきだと思います。先ほども町長がおっしゃっていたように、何もしなければこの町は衰退していく、それはそのとおりです。ですけれども、だからといってこの多額なお金のかかる、そしてまた多分民間事業者が行っていくのだとすれば、いくらかの入場料、それから使用料をお支払いしていくことになるのかなと思います。町民の方に関しましては、ほとんど毎日のように行っていただきたいので、それなりの金額または無料に設定していただけるものと期待しておりますけれども、それであればなおさら運営費、維持費の負担は町が負担していくことになるのではないかなと。それに見合った今後、何十年間も使っていくこの施設。私たちが説明を受けているコンセプトは、移住定住をふやしていくこと、町民の方と町外の方とが交流をしてそして南幌町はいいところだねと、そして移住・定住につなげていきたい、これがコンセプトだというお話を再三いただいております。ですけれども、それが果たしてこの多額の金額を必要とするこの施設なのか、そのところをもう少し議論する必要があるのではないかなと思います。ですので、私はこのDBO方式にする前に、建てるかどうかの議論を先に進めるべきなのではないかと私は再三申し上げているわけでございます。ですから、ちょっとくどいようですがこのDBO方式は本当にすばらしい、私にとっては一番最適なこの方式、これを決める前に建てるかどうか、つくったらいいか、それから移住定住につなげるために町民のために本当にこの施設が大切かどうか、今の各自治体では先ほどのアセットメントマネジメントも言いましたけれども、延べ床面積を少しでも減らそうという努力は今各自治体ではされております。本町は、この二つに関しましても逆行しています。そのところが私は、どうしても納得がいけないというか今のこの現在ですよ、今説明を受けている中では私は、納得できるものではありません。ですので、もっとその深い議論をしていただけたらと思います。もし、このDBO方式に決まっていなければ、1年2年遅らせることになるのであれば、そこを先に住民の方々、それと議会とより深めていただきたいと思っておりますけれども、この点について町長の考えをお伺いいたします。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長。
菅原議員の再々質問にお答えをいたします。DBO方式に決めたわけでないと思はれども、それは、私は自前のお金でやるならもうすぐ決められます。先ほどは

国のあるいは北海道のいろんな事業をもらうから、それを時間をかけて、町にとって少しでも良い方法を私は取りたい。それは町民の負担を軽減したい。しかし、こういうものをつくることによって、効果もたくさんあります。菅原議員が言うとおり、全国の人口が減るんですよ。減る中であって、地理的条件の良い南幌町が黙って指をくわえて見ていいのかどうか。そのためには負担をいかに少なくして、こういうものを誘致しながらやっついこうと。ですので、これは今、まだ計画しているDBO方式に決めたわけでもないし従来の方法もありますし、いろんな方法があるかと思えます。それで検討しています。それ以上何も言えないです。まだ決定したわけでない、議会と方針がある程度見えてくれば、こういう方法とこういう方法はある程度こういう方向でやりたいと、そこも出てないのにどうしますかと議会に行きますか。行政は失礼ではないか議会に対して。みんなどういふものにしたいですかと。少なくとも、町と議会は選ばれたものでありますので、それなりの覚悟を持ってやらなくてはなりません。ですので、まだまだ検討中の段階、事業方式だってどれが良いと言われていたものもありますけども、もっと欠点もあるかどうかそれをやっぱり探さなくては。皆さんに言われた時にそれは知りませんという話にならないと思う。ですので、そういうものをつくりながら皆さんとやっぱり議会と最終的に結論を出さなくてはならない。アンケートを議員の皆さんの承諾なしに出したということでご不満のようでありますから、今後はできるだけ、だけど情報早く出せといたらやっぱり時期があるんですよ。議会優先で町民が後でいいということであれば、菅原さんもそういう考えであれば、私はそうしますけれども、菅原さんも町民の方へ早く知らせるべきだと言っておりますので、そういうことを考えながら、私どもは進めさせていただきますので、できれば、最初に計画した2023年までにできるように、今全力を挙げていろんな事業の見解をもらいながら進められるようにはしたいなと。やる場合はね。できない場合はこれ何ぼ延ばしてもいいですが、する場合はやっぱりそこが目標年度だと思います。それに対してやっついこうとということありますので、菅原議員もノウハウはたくさんあるようでありますから、いい情報は出していただいて、皆でつくっていく施設でありますので、やるからにはそうやっていけばいいかなというふうに思っています。私と言い合いをやる議会ではありませんので。町民にとってどれがいいかと、将来にわたってです。そのことを考えていただければ一番いい方法ができて、町民にも喜ばれるのではないかなと。なおかつ、私は欲張りでも町外からにも来ていただいて、今月は7名人口ふえましたよね、見ていただいたと思いますが、それはきた住まいるヴィレッジをはじめとした、皆さんがたの町民の方々の今までやってきた成果が少しずつ出ていますので、そんなことも含めながら頑張っていきたいなというふう考えております。

議長
菅原議員

答弁漏れはありませんか。

答弁漏れなんですけど、やはり先ほどから言っているようにアンケート調査を町広報に載せるのは全く問題はないです。ですけれども、その前に直前に委員会などあった場合にはお知らせいただきたいと。そのところいまだに誤解されているようなのでそれが一つと、先ほどから言っているように、具体的に人数をこの誘客施設ができてどれぐらいの方々が移住していくとこの人数が保てる、もしくは1万人に近づけるとそういうことのお答えが全くないんですけども、しないのであればそれはそれで構いません。

議長
町長

町長。

答弁漏れについてお話をさせていただきます。アンケート調査等々については、これから議会にお話しをさせていただきます。詳細については、アンケート調査だけの広報には当然できませんので、議会の皆さんには詳しく、その辺の

内容をそういう機会を設けながら、させていただこうと思っています。想定人数は、なかなか難しいと思います。この辺の状況、だから人口問題研究所が出した勝手に出していただいた南幌町の将来の人口そういうふうにはしたくない。皆さんもそうだと思いますが、この条件の良い南幌町に行ってあの人たちが机上でやっている人口減少率をただかけた、そういう人口規模にはしたくない。だから何かをやりながら、ある財産を活用したいというのが私の思いです。

議 長

以上で、菅原 文子議員の一般質問を終わります。

ここで場内時計で11時15分まで暫時休憩をいたします。

(午前11時02分)

(午前11時15分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

次に5番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

町長に町立病院の再編、統合の議論はということでお聞きいたします。厚生労働省は本年9月に、診療実績が乏しく再編統合の議論が必要と判断した公的病院名を公表いたしました。このうち、道内は111病院中54施設で約半数であり、その中に町立南幌病院も対象となり対応は急務であると思います。来年の9月までに議論をし、結論を出すよう要請されており、本町では既に議論がされていることと思いますがどのような方向で結論を出していくか伺います。また、以前にも聞いておりますが、診療科目と病床数の変更により病床稼働率と採算率を上げる方法をとれないのか。また、今後の収支見込みと病院経営に対する町長の考え方を伺います。

議 長

町長。

町 長

町立病院の再編、統合の議論は、の御質問にお答えいたします。厚生労働省は、地域医療構想の実現に向けてさらに取り組みを進める観点から、高度急性期、急性期で病床機能を報告を行っている医療機関の診療実績を分析し、診療実績が特に少ない類似かつ近接に該当する全国424病院、道内では54病院を去る9月26日に公表しました。今回の公表データとなる病床機能の報告は、診療報酬の基準とは別のものであり、各医療機関の自己申告制により行われたため、急性期医療の指標となる診療実績がほぼ無い病院について数多く公表されました。町立病院としては、一般病棟が回復期、そして療養病棟が慢性期とすることも考えられますが、地域医療構想では慢性期については削減し、在宅医療などで対応する方向であるため、現在の急性期から回復期への転換と実態を考慮し病床数を削減する必要があると考えます。厚生労働省が具体的の方針にかかる検証の結果を、再編統合を行う場合は令和2年9月末まで、再編統合を行わない場合は、令和2年3月末日までに結論を出すよう自治体などに求めています。この再編統合には医療効率化のための病床縮小、不足ない医療提供の観点から、病床機能転換といった選択肢も含まれるとしています。このことから、町立病院が行う具体的対策としては、厚生労働省の掲げる地域医療構想を踏まえて病床の一部削減と回復期への機能転換を行うことで、病床稼働率を高め、さらに診療報酬単価の上昇により採算性の改善が可能となると考えています。町立病院は、大きな転換期を迎えていますが、早期に経営の安定化を図り、町民の皆様が安心して受診できる地域医療を担ってまいります。

議 長

5番 志賀浦 学議員。

志賀浦議員

(再質問)

再質問を行います。今、町長が言われた方向性が示されました。ただ、病床の一部削減と回復期の機能転換を行うことで病床稼働率を高めると。具体的な数字はこれから出るとかなと思うんですけども、その中で、また町立病院も最近良くなる傾向にあるというふうに言われています。微々たるものですけどね。この中で町長の考えを伺います。この町立病院の赤字体制というのは、どこにどんな原

因がいくつあるのか、その辺いつもは頑張りますという方向でしかないので、町長が考えているところがあったら伺います。また診療報酬の改定により、急性期病床から見て、地域一般病床への退院先として患者を紹介しにくくなったと聞いています。また、あわせて回復期病床から見て老健や療養病床を転院先として患者を紹介しにくくなったと聞いています。診療報酬の改定によってですね。このことが本当であるならば、今、町立で行っている患者の紹介、逆紹介というシステム、これが今まで以上に機能しなくなるのではないかなと私は考えております。この辺のところがあったら、町長の見解を伺いたいと思います。あともう1点、将来人口の流れとして少子化ではあるが、また本町の高齢化率の推移はこれから20年間ぐらい、2015年度比で今106から157%と病院にかかる対象者がふえる傾向にあります。皆さん健康であればこの数字にはならないと思うんですけども、その中で、地域の高齢者を受け入れる病院に建て直す計画が必要であると思っています。よく事実確認はしていませんけれども、よく耳にするのは手のかかる患者さんは受け入れないという風潮が聞かれます。地域の高齢化率が上がって行って、これから町立病院にお世話になりたいなと思っている時に入院できないのであれば、町立病院がある必要はあるのかなというふうに私は思っています。その辺のもし、町長の考えがあったら伺います。以上3点ほど伺います。よろしくお願ひします。

議長
町長
(再答弁)

町長。

志賀浦議員の再質問にお答えをいたします。町立病院のどうなんだということであります。私はやはり、これまで医者が私になってから相当変わっております。この医師の不足というのが、非常に地域医療にとっては、私は大きな影響があるというふうに思っております。先生が変わることによって違う方に受けられて、それがなかなか戻ってこないというのも実態としてはあります。そんなことから、やはり先生を早く固定して、何年もうちで医師として働いてもらう、そんな環境づくりも大事なのかなというふうに思っております。やはり、患者と医師の信頼関係、ころころ変わっている、あるいは日替わりで以前応援していただいた医師が来ていただいて、診察そのものは悪いわけではないんですが、やはり常時いないということもあって、敬遠されていたとそんなことから早く医師の確保、確立をきちっとやるべきだと。今もちよっと一部不具合がありますので、それも解消したいなというふうに思っているところでもあります。それから、診療報酬の改定で紹介が受けられないのかということですが、そういうことではなくて、あくまでも地域連携室との連携をとりながら、受けたりお願いしたりしているところでもあります。それから、うちの病院で重病患者、なかなか機械等々がないものですから、それは全部受け入れられるかといったらこれはもう無理な話。あるいは、専門の脳だとか心臓だとかということになりますと、当然紹介をして専門の病院に行っていただくというのがありますので、全部が全部できるかということとはなかなか難しい。その症状によって、患者さんを良い方向に持って行っていただくというのが、やっぱり病院の務めだと思っておりますので、そんなこともしながらやっているところでもあります。また今後高齢者は間違いなく、率は別として対象人数は間違いなくふえていくと思います。今2,500人を超えたところではありますが、それ以上当然ふえていくということもあります。したがって、地元身近にかかりつけ医、命や健康を守る病院として守っていくのが、町としての使命ではないかなと私はそんなふうに思っているところでもありますので、今検討させていただき、いずれまた議会の皆さんに相談をさせていただきますけれども、こういう病院になったらいいかなというものを含めながら、あるいはそういうものに持っていくには内部の施設だとか器具だとかそういうのが、今のままでできるかどうかというのを今検討しております。そんなことも含めながら、やっ

ぱり町立病院として、私は使命があるのではないかなと。また、新しく町民になられた方も病院があつてよかったね、なおかつ、先ほど小児科は採算が合わないからと異論のある方もおりましたけども、それがあつることによって、来てくれたそんな方々もおりますので、私は確かに人数的には先生の腕を振る症例にはちょっと届かないかもしれませんが、頑張って維持をしながら、最後まで町内で終われるような医療体制をつくってあげたいなとそんなふうに思っております。

議長
志賀浦議員
(再々質問)

5番 志賀浦 学議員。

再々質問をさせていただきます。今言われたように、医師不足が招いたところは私も認識します。また、その中で、地域連携室がうまく機能するのかというところは、これからの問題だと思いますけども、そんな簡単に回復していくのかなという危惧を持っています。なかなか今大きな病院から回復期の方を紹介してもらおうシステムがうまく機能していかないのではないかな、というのはよく報道なんかでもやられています。国の方針で、回復期から在宅へというふうになっているからしょうがないのかなと思うんですけど、そういう中で、今うちの黒字化に向けていけるという方向は、全然先が見えてこないのかなというふうに思っています。1問目に聞いた例えば、赤字体制の原因はどこかと、町長は医師であると言うんですけど、医師だけではないのかなと思うんですけど。要は、うちで固定費で出している、収入があつて支出があるわけですけど、収入よりも支出のほうが多いという状況がずっと続いています。それは、収入が回復すればそれは解消できるのかなと思うんですけど、その中で努力として、例えば、固定費であるとか外部委託費みたいなものは、見直されているのかどうか。私の感覚では、ほとんど見直されないで、そのまま随意契約で同じ金額で近いのかなと思います。もっと見直されるべきではないのか、というふうに思っています。その辺でもし、考え方があつたらお伺いしたいと思います。また、民間系の方が先に勉強会を開いた時に来ていただきましたけれども、南幌町の環境は非常に良いと。10キロ圏内の病院の経営の中で、100%近くいっているというところは2病院ぐらいあるという話をしていましたけど、その中で点在している中で南幌町の位置的な量からいったら、いろんな連携ができるのではないかとこの話をしていました。実際やってみなきゃわからないとは思いますが、その中で、民間で何十件も経営されている、病院は何十件もないんですけど、経営されているところの人が来られて、最終的に南幌町は民間手法でやれば黒字化できるとはっきり言っていました。そういう感覚でいけば、前に経営形態の質問、私何回も質問しましたがけれども、そういうノウハウを受け入れる可能性というのがあるのかなのか。私は公的な病院である必要は良いとも悪いとも言いません。私は、地域に医療を残せる病院が残ってくれば、どんな形でも良いと思っています。ここから札幌に通って行って、回復期になって帰ってきたら、南幌町立病院では受け入れてくれないと言われるよりは、民間であろうが公的であろうが、ここに地域医療を守るしっかりした病院があればそれでいいと思っています。その辺の町長の考え、プランの中の最後に載ってまして、まだその時期ではないと書いていましたけれども、その辺をいつ転換する方向になるのか、それとも国からこの病院も要らないと言われてしまうほうが先なのか、その辺がすごく心配して危惧しています。その辺を、町長の考え方があつたら教えてください。

議長
町長
(再々答弁)

町長

志賀浦議員の再々質問にお答えをいたしますが、まず採算性、先ほどいった医師の問題と、それから2系統の入院病床を持っていますよね、一般と療養型と。この療養型は、以前、療養型54床にした時の状況と現在とは相当変わっているということでもあります。したがって、当時介護療養をなくして全部療養型にした

んですが、それから特養、老健、グループホーム、サービス付き高齢者住宅等々ができましたので、だいぶそちらを利用されていると。後は、訪問診療等々で対応されている方々が相当出ております。したがって当時、療養型を作っている程度の稼働率があったんですが、それ以降なかなか稼働率が上がらない、逆に言うとそこが、先ほどあったように診療報酬のほうからいくとなかなか良いお金にならない。したがって、一般で1万5,000円取っても、平均すると1万1,000円ぐらいしかない。そんなこともあって、病院の経営というのは非常に厳しい。ただ、時のニーズにはやはり対応していかななくてはならないというのは一概ありますので、今はちょうどそういう転換期にありますので、病床の見直しも含めて、病床数の数とあわせて体系も考えて、いかに良くできることができないのか。いい方向に持っていくことができないのかを、今検討させていただいております。それを持って、また議会の皆さんとも相談をさせていただきたいと思っておりますが、そういう時の背景で相当変わってきていることもありますので、やりたいなと思っております。ただ、先ほどの病床の紹介、医療連携室のお話もありましたけれども、そこも結構今来ていただいております。出入りが激しいですが、そんなこともあって、これはもう医療連携室をきちっと専門の看護師等々を添えながら、改革できるものは改革していかななくてはならないなと、そんなふうに思っているところであります。また、経費については、外部委託をだいぶしていました。というのは、医師1人とか2人はできないんですよ。今3人体制になって、ようやく少しずつ自前でできるものもかなり出てきましたので、あるいはいろんなスタッフの中でできる方法になってきましたので、ただ、器具がないものはこれは当然できませんので、いずれそういう部分の更新ができる時にはまた考えたいなとは思っておりますが、できるだけ外部委託をやめて、すぐ自前でやってすぐ結果が出る体制づくりも私は必要ではないかなと。1週間待たされて結果が出るということではなくて、やっぱりそういう早いものはすぐ検査結果が患者の皆さんに、あるいは家族の皆さんにお示しできる体制づくり、これも大事なことではないかなというふうに感じております。それから、病院の経営体、民間いろいろ皆さん御心配をいただいております。私も、いろいろ検討させていただきました。今、全国で民間でやって儲かっている業界は、あまりないんですよ。道内もそうなんですが、当初の計画の金額でやってくれたら、もう2年目からそれではだめだと、経営ができないということで、3年や4年になると相当持ち出しが膨らんでおります。ですから、私は、どうだいという話を聞くと、あんまり急いでやる手法でないかもしれないねと。頑張れるのなら、町で頑張っているほうがきちっとできるんじゃないかという、先輩の首長さんからの話もいただいているものですから、まだうちの中でいきますと。民間というよりは町で頑張ってお年寄りからお子さんまできちっと見られる初期の病院をちゃんとしておくというのが大事で、それから大きい病院も今紹介がないとなかなかすぐ診療していただけないし、初診料が非常に高くなっています。それは町民の負担になるのですから、私はもう少しできることをやりながら、当然経費の節減もそうありますが、ただ、スタッフは基準があるので多いとか少ないとかと言われても、この基準を満たさないと診療報酬でまたペナルティがきますので、そんなことはできませんが、経営の中で大分詰めてきたんですが、まだまだあるかと思っておりますので、それらも検討しながら、経費についてはできるだけ掛けないように、ただし、医療行為に支障が起きるようなことはできませんので、そんなことを含めながら、考えていきたいと思っておりますから、民間の経営については、今のところなかなか全国ですばらしい病院があったんですが、そこもだめになったりしているものですから、ちょっと今そういう時期ではないのかなと。それはなぜかという、やはり全国的に医者がいないです。うちもやっ

今3人にさせてもらったんですけれども、なかなか近隣も医者がいなくて困っています。だから今確保できたのに、そういう感覚には私はならないかなと。せっかく来ていただいた先生、逆に言うと張り切ってうちの病院をちゃんとした経営安定に向けて、医師3人で頑張ってくださいというのが一番ではないかなというふうに思っているものですから、来た早々に民間の話なんて当然できませんし、今先生方でもチームを作って自分の病院としてどうあるべきかということも検討いただいておりますので、それらのお話をもとに、また議会の皆さんと御相談をさせていただきたいと思っております。

議長

以上で志賀浦 学議員の一般質問を終わります。

木村議員

次に10番 木村 修治議員。お願いいたします。

きょうは2点町長に質問したいと思っております。まず1問目、一步進んだ防災活動の推進を、というお話です。本町も昨年の9月に台風と地震とそして今年は全国的にも台風19号、その後台風の上陸接近で日本列島は被害を受けました。その最近気になることが地震発生が多さです。日本列島至るところで多く発生しており、一日3件発生するような状況にもなっております。地震はいつ発生してもおかしくないかと再確認いたしました。本町の役場機構には防災課がありません。名称として防災課はないですけれども、総務課が担当部署として指令課になりますけれども、例えば形は名称を総務防災課という形にして、防災については日頃情報収集、対応検討、調査、訓練指導など防災活動に一步進んだ活動を推進すべきと思っております。名称が変わることで意識は変わると思っております。町長の考えをお聞きいたします。

議長
町長

町長

一步進んだ防災活動の推進を、の御質問にお答えをします。全国各地で発生している自然災害などにより、町民の防災に対する意識は大変高まっていると考えます。防災活動については、平時から情報の収集発信をはじめ、防災訓練などの啓発と災害発生時に迅速な対応を行うための体制整備が必要です。本町においては、総務課が防災主管課として、防災活動をはじめ災害対応にあたっていますが、防災活動を進めるためには担当課だけでなく庁舎内各組織や関係機関との連携、さらには地域との連携が必要不可欠であり、重要なことは町全体としての災害への備えだと考えます。そのようなことから、引き続き総務課が中心となり町民の安全安心に向け防災活動の推進に努め災害対応にあたっております。

議長
木村議員
(再質問)

町長。

確かに、町民の防災に対する意識は大変高まっていると思っております。一つの事例として、今回実際にDOはぐをやったときに、段ボールベッドを実際に作ってみたと、非常にいいことです。私は、お金がないなら知恵を出そう、そして一騎当千の社員とか職員になろう。それと、ただ活動が形だけではなく、やっているというポーズではなくて、実際に効果ある活動をしようというのが私の今までの信念でした。今回、総務課を総務防災課という組織名称を変更するだけでかなり意識は変わってきますし、例えば、具体的には、本町の職員で防災士とか、あと気象予報士とかそういう職員の資格取得を奨励して、そしてもし、そういった資格を取ったのであれば、費用の支援とかその後の手当とか、そういう形で職員のやる気を出すと。そして、今回のダンボールベッドのような実践的な訓練を実施していくと。最近では、NHKのほうでもこれだけ災害があるのですから、NHKで今までの災害の実情を放映したDVDとかそういうものをお借りして、そして、年に何回か研修で各住民に啓蒙を促すと。そして、あと図上訓練ではなくて実際に実働訓練を行う。あと、各ボランティア団体、結構南幌にいっぱいありますので、それを効果的に使って、それを活用して行って実際に動かしてみると。まさにそういう活動を具体的にやってみると。その指令課が総務防災課とそうい

う形にしてやっていけば、意識も変わっていくのではないかと思います。町長は、そういう考えはないでしょうか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

木村議員の再質問にお答えをいたします。災害に対する意識ということで、非常に全国的にいろんな活動をされているものも十分承知をさせていただいておりますし、いざ自分がそうなったら、どうなるということも想定をしながら今いるところでもあります。うちの職員、限られた職員であります。ですので、今総務課がやっているということで、指揮命令が一番良くなっているところでもありますので、また、町内会長さん、あるいは行政区長さんもそこが窓口になっておりますので、連絡のつながりが、すごく順調にいけるのかなというふうに思っております。ただ災害対策ということで、先ほどお話あった防災士、これは消防でも去年取ってもらったり、あるいは防災マスター、これは職員にも取ってもらったり、あるいは行政区長さんにも取っていただいたりと、そういう地道な活動ですが、その時にあったできるような体制づくり、いざという時に体制づくりができるように、私どもも、人の災害をただ見ているんじゃないで、自分がなったらどうなるんだと、そんなことも感じながら、自分がそういう行動がとれるかどうかということも職員も含めて、今検討しながらやっているところでありまして、いろんな対外的な手続も非常にやりやすい環境にありますので、総務防災課という御提案もあるんですが、今総務課の中では順調に対外的な関係団体ともスムーズにいつておりますので、そこを中心としながら、また、不都合だとか役場職員がふえるような状況になれば、またそういうことも考えていかなければならないのかなと思っておりますが、現状の中ではなかなか厳しいのかなというふうに思っているところです。ただ、先ほど言った防災士だとか防災マスター、これは少しでも職員等々に広げて、大きな災害活動の中核になっていただける、そういう要請も努めていきたいなというふうに思っております。

議 長
木村議員

10番 木村 修治議員。

ありがとうございます。知恵を出そう、そして一騎当千に値する職員になろう、そういう形で限られた人員の中で、これからいろいろ問題が出てきますので、頑張ってください町を守っていただきたいと思っております。1番目の質問は終了いたします。ありがとうございました。

続けて、2問目の一般質問にまいります。南幌墓地無縁供養塔の名称変更について、ということです。かなりこれは、デリケートな問題ではありますけれども、昨年、平成30年の第1回定例会において、同僚議員より、今後の墓地管理についての一般質問の答弁の中で、南幌墓地の無縁供養塔は、平成11年の墓地改修事業で翌平成12年に整備され、無縁になられた先人16体、行旅病死者1体が納骨されているということでありました。毎年、私も墓参にはまいります。先祖の墓参に続いてちょうど正面にありますから、供養塔にお参りし、いつも私はその表記の無縁については違和感を覚えます。引き取り手のない遺骨は、南幌町の先人です。その16体については、ある時期のある時代の町民、村民であったことから、無縁供養塔を有縁供養塔に名称変更することについて、町長の考えをお伺いいたします。

議 長
町 長

町長。

南幌墓地無縁供養塔の名称変更について、の御質問にお答えします。南幌墓地無縁供養塔は、平成11年度南幌墓地造成工事の際に出土した縁故者の不明な無縁故者を、納骨するために整備した施設です。無縁の表記については、身元不明者など吊う親類縁者がいないということであり、墓地埋葬などに関する法律施行規則においても使用されていることから、無縁供養塔の名称を変更する考えはありません。

議 長
木村議員
(再質問)

10番 木村 修治議員。

法律に称されているからそれを使ったということですが、私も町民になってかれこれ一時期出ていましたが、50年ほど60年近く南幌の町民であります。ただ、私は法律でそういうふうになっているから、だからそれを使うことで何も間違っていないということですからそうなんですけれども、ただ、あまりにも改修工事で身元がわからない遺骨が16体出てきたと。それは、その時かその時にいつの時代かわからないけれども、そこにあったということはやはり南幌町の住人であります。そして、その方々たちがちょうどお墓の前に立派な供養塔が建っている。そこに無縁供養塔とある、じゃあどういう方なんだろうと、後ろに回って横に回ってもさっぱりその由来がわからない。わずか20年の間に、そういう状況になっております。これから、新しい方があと何十年、たくさんの方の住民が来てそこを見るでしょう。そこに何も書いてない。そういう由来書も言われても何もない。先ほど言いました、お金がないなら知恵を出せと。その供養塔の無を有にするのにどれだけかかるのでしょうか。または、そこまで違和感を感じてあるのが、有縁供養塔と無縁供養塔と二つ併記してもいいです。そしてその横にその由来を書いていただいて、そして供養すると。見ていると、結構たくさんの方がやはり墓参りに来た時に、その前に立ってお参りしておりますし、あまりにも、法律を理由として考えるのは少しかわいそうだなと。これは感情的な問題かもしれないけど、しかし、基本的にはあまり変わらないわけですから、それをやってはどうかと思うんですが、すいません。もう一度お聞きします。お考えの変更はございませんか。町長にお尋ねします。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

木村議員の再質問にお答えをいたします。有縁ということになると、親類縁者がいて入れるということになるんですよね。今、それでなくても、町で合葬墓をつくらぬのかといろんな声がある中でそれを作ってしまうと、有縁、無縁が一緒になってしまうと。私は、逆に供養をするあれがおかしくなるのでないかなと。私もお盆にはお寺に行って、遺骨のまままだだれも引き取り手のない所にもお参りさせていただいています。そういう関係もあって、やはりそこはきちっと分けておかないと、これから子どもさんや孫さんがいるけども管理できないから町で見てくれと、有縁ならオーケーじゃないとか、そういう発想になられると非常にまた困る問題が出てきます。合葬墓がある市町村ならまだ多少そういうところで、あるかなというふうに思っておりますが、うちはそれもないですし、有縁を拡大されるとそういうほうに持っていかれる可能性も高い。したがって、云われについてはちょっと考えなくてはいけないのかなというふうには思っておりますが、有縁と無縁を一緒にするという事はちょっと難しいのかなというふうに思っております。

議 長
木村議員

10番 木村 修治議員。

だんだんお墓に対する考え方も変わっておりまして、なかなかそのそういった問題に対しては、だんだん薄くなってきているかなという感じはします。今、町長がお話になったような意味での無縁という形になるか、それは確かにわかりません。今、その由来書だけでも後ろのほうにちょっとお考えになっていただけるのかなという感触を得ました。時代はだんだん変わっていきますので、だんだん認識も変わってくると思います。私の質問はこれで終わります。少なくともあそこは、由来書が検討されるだけでも結構でございます。今後ともよろしくお願ひします。ありがとうございました。

議 長

以上で木村 修治議員の一般質問を終わります。

ここで1時15分まで休憩をいたします。

(午後12時00分)

(午後 1時15分)

議長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。
午前に引き続き、一般質問を行います。
次に、1番 内田 恵子議員。

内田議員 きょうは、2問町長に質問したいと思います。まず1点目、SDGsを活用したまちづくりについて。SDGs（持続可能な開発目標）を活用したまちづくりが、全国で広がっているようです。2015年国連サミットにおいて、住み続けられるまちづくりや作る責任、使う責任、質の高い教育をみんなに、などの17の目標が全会一致で採択され、2030年までの目標としています。誰一人取り残さない社会の実現を目指す経済、社会、環境をめぐる広範囲な課題を統合的に取り組むことを決議しています。日本では、まち・ひと・しごと創生基本方針2017の中に、地方公共団体におけるSDGsが盛り込まれました。SDGsは、自分たちの暮らしとは遠く、難しい内容に思えるかもしれませんが、実は日ごろの町民の活動と深くつながっていると思います。そこで、町民、企業、行政の取り組みが、いくつかのSDGsの目標とつながっていることをより理解し、まちづくりに生かしていくために広報誌などでPRが必要と考えますが、町長の考えを伺います。

議長 町長。
SDGsを活用したまちづくりの御質問にお答えします。持続可能な開発目標（SDGs）については、人間の安全保障の理念に基づき、昨年12月においてSDGsアクションプラン2010として策定され、本年6月のG20大阪サミットを皮切りに、日本のSDGsモデルを積極的に世界に発信しています。本町においても、SDGsのモデルの一つである、SDGsを原動力とした地方創生の推進と強靱かつ環境に優しい循環型社会の構築に向けた取り組みについて、現在策定中の第2期南幌町まち・ひと・しごと創生総合戦略に盛り込みたいと考えています。また、持続可能なまちづくりの実現を目指すために、SDGsの目標を町民の皆様に理解いただけるよう、広報などで周知してまいります。

議長 1番 内田 恵子議員。
内田議員（再質問） SDGs、ちょっと私には不具合な内容のように思うかもしれませんが、私も自分の活動の中に二つありまして、ポリシーというか民間でやれることは民間でというそういう信念を持って、豆腐づくりと子ども達を交えたイベントをやっております。それで初めて知ったんですけど、豆腐づくりこれがまた水を使う、そして、その豆腐を仙台の検査場へ送って菌の検査をしたところ、菌は出なかったということであれしく思いまたびっくりもしているんですけど、その水道水の安全ということに改めてこう深く感謝しました。今、第2浄水場を建設しておりますけど、本当に安全な水がこれからも使えるのだなということで安心しております。また、手前味噌ではないですけれど歌謡ショーをやっているんですけど、その前座で子ども達に俵積み音頭を踊ってもらっているんです。始めたのが、一番小さい子は4歳で、そして今その子が10歳になりました。6年経って踊りはさっぱり大人の踊りにはならないんですけど、去年ことしとみんながびっくりしたのは歌い手さんはもう6年経ったら相当な年齢に達しています。それで、準備などがとても大変なんですけど、子ども達に声をかけた時にあっという間に700の椅子が出揃いました。みんなびっくりしたんです。子どもは、やっぱり育てるものだねということになって、そして、その椅子を並べるのに今度紐を端から端まで張って、きれいに並べることを大人が見せてくれました。それを見て私は思ったんです。コミュニティ・スクールとはこの一環、こういうことなのかなと。地域とともに大人とともに、前にお話を講師の先生が本州から見えられて、できれば一緒に仕事をするのがいいと思う。掃除とか言ったことを覚えている

んですけれど、こういうことなのかなと。そうすると、このアイコンに組み替えてみると、質の高い社会教育でもあろうと思うんです。文化伝承でもありますし。このように、やっぱりこのSDGsというのは、なかなかこう近隣市町村でも取り組んではいられないようなんですけれど、また、あるところではアイコンを張りつけて広報誌などに、そして関連性を示しているところに留まっているところもあるようです。でも、よく見るとね、ほとんど今回やっていますという答弁をいただくと思っていたんですけど、本当にやっています。違いはやっぱり、その目標を定めたところから今を見るという、そのことが違うのではないかなと思うんです。大きな公共事業にはね、水洗トイレなんだ、というドライバーの話聞いて、中は絨毯でスリッパに履きかえて家のトイレと何ら変わりはないという、やはり企業も環境に配慮したそういうSDGsの目標に近くなるような活動していらっしゃるのだなということを思いました。やっぱり、広報でお知らせしていくとありますけれども、より深く理解していただき町民、今町がきょうも午前中一般質問もありましたけれども、そんなに大きな事業にみんなで取り組むために、一つひとつ本当に理解していただき、町民が動かしていくようなまちづくりをということで、このSDGsは職員の皆さんも理解していただいて、女性、また女性が優れているということではございません。私は、女性の活動を見るのに「家の光」を取りよせています。そこでも既に連載されています、女性の活動とSDGs。そして、こういうような冊子も出ています。「SDGsと協同組合」という、本当に進んでいるなと思いました。ですから、行政職員の皆さんもしっかりとこれから研修をしていただいて、コーディネーターですね、町民にお伝えして、町民が動いてもらうような。それで再質問なんですけども、広報ばかりではなく、地域担当制とかまた区長会等それぞれあると思うんですけれども、そういったところで漏れなくやっていただければと思いますけれども、どうでしょうか。

議 長
町 長
(再答弁)

町長。

内田議員の再質問に、お答えをいたします。英語の頭文字を取ると、お年を召した方については非常にわかりづらいと思っております。私自身も、なかなかこれをうまく理解してお話しできるのか、なかなかできない。きょうのちょっと記事を読んでいたら、自治体の職員にアンケートを取ったところ、わかっているのは66%、それから取り組んでいるのが30%、全部アンケート調査したかどうかちょっとわかりませんが、抽出でやったというふうに出ておりますので。ただ、今までやっていることが既にもうそれになるようなこと、例えばうちのきた住まいるヴィレッジでエコ住宅、これはもうそういう取り組みの一つと私は思っています。そんな取り組みだとか、子ども達によその町で子ども食堂とかうちもそれに近いことやっていますが、そういうことで子ども達に理解をさせて、物を食べさせてありがたさをわかる、そんなことの取り組みも当然、いろんなところで各地でやっておりますので、今先ほど答弁したように、第2期の地方創生戦略を練っております。そんな中に何とか入れながら、このSDGsの普及、環境にも優しい分野でありますので、それらを含めて町民の理解、当然媒介としてホームページや町広報というのもありますし、また、私ども職員含めて、いろんな所でそういうものを発生していく体制づくり、そのためにはやはりSDGsのほうももっともっと職員も理解していただいて、きちっと理解した中で、発信できるようなそんなこともしていかなければならないのかというふうに思っておりますので、総合戦略の中で何らかの形で盛り込みたいなと、そんなふうに思っております。

議 長
内田議員

1番 内田 恵子 議員。

きた住まいるヴィレッジ、そして今また計画されているその事業が、国が進め

(再々質問)

ている各自治体をあおってふるいにかけているような、そして環境未来都市とい
いますか、それを選定し飽を上げるような、そういう今地方自治体にとって厳し
い内容になっているのかなと思うんですけども、それでもやっぱりやっていか
なくては行けませんし、私個人としては、住宅やそのボールパークとの近隣の絡
みや、そして今誘客施設などで未来都市、全国で幾つかのそういう自治体の一つ
に選ばれる可能性というのではないのでしょうか。

議 長
町 長
(再々答弁)

町長

内田議員の再々質問にお答えをいたします。思いは、選ばれたいなという、そ
のために今いろいろ練りながら、わが町の懐具合を考えて、できるだけより良い
環境のもとで物事を進めたいなということで、いろいろ情報発信をさせていただ
いて、議員の皆様は誘客施設がちょっと遅れて申し訳ないですが、そのことも視
野に入れているものですから、取り込めるものは職員にも全部取り込めと。私も
全部取り組むそんな気概を持っていろんな調査、あるいはどれがいいのかという
こともさせていただいておりますので、南幌町としてもできる限りSDGsだけ
でなくて、やはり国の情報をいかにキャッチして、我が町でそれがトライでき
るかどうか。慎重も必要ですけども、やっぱり早く情報をいただいて取り入れる環
境づくり、それが一番大事だと思っております。今、そういう取り組みをしてい
るという発信はしていますけども、選ばれるかどうかはこれから相手のあること
です。できるだけ選ばれたいなというふうに今思っております。

議 長
内田議員

1番 内田 恵子議員。

では、次の質問に移ります。

人口減少と高齢化が進み、身近にあった商店やガソリンスタンドがなくなるな
ど、住民は不便さと寂しさを感じています。また、高齢により長く歩けない方や、
夫婦で免許証返納を考え、今後の生活に不安を感じている方が多くなっていま
す。交通弱者や買い物難民、通院難民の言葉に象徴される方々が、生き生きと住
み続けるために、よりきめ細やかな足の確保対策が必要と考えますが、町長の考
えを伺います。

議 長
町 長

町長。

高齢者の交通弱者への対策は、の御質問にお答えをします。全国的な高齢化社
会の進展に伴い、本町においても、運転免許証返納など今後も交通弱者がふえる
ものと予想され、地域で住み続けられるまちづくりを進める上でも、生活の足確
保は重要な課題と認識しています。現状においては、地域の交通対策の検討を進
める上で、交通事業者との調整、運転手の確保や運行管理、将来的な財政負担な
ど多くの課題がありますが、町内巡回バスの検証結果などを踏まえ、新たな公共
交通の取り組みを検討してまいります。

議 長
内田議員
(再質問)

1番 内田 恵子議員。

質問をするにあたっては、私の立場上ちょっと厳しいのではないかといいこと
で同僚議員からのアドバイスもありましたが、私だから言えるということの観点
で、質問させていただきました。実は今、商工会は何年も前からですけども、
事業承継とそういう事業に取り組んでおります。農家の方は、既に4代5代へと
継承し、今とてもこう大きな立派な若者もふえて、第1次産業と言われる本当に
そういう南幌町になっておりますが、商工事業者は2代、3代、まあ1代でそれ
で事業承継、地域になくってはならない密着した仕事が多いです。それを皆さんも
御存じだと思うんですけど、社労士、企業のおくりびとと言われております。そ
の方と本音で残したい、残りたい、どのように、どこへ、そのようなことを今や
っております。それで、この地方公共交通、これは名古屋に11月に行ってしま
したが、まず法律とか、そういうことを理解してからよく考えるという先生のお
話でした。それで、公共交通というのは、国や道や地方や体系がいろいろあって、

そして今私が質問しているのは、町の中の小さな拠点の足です。これを変えていくには事業者ばかりでない、今町長の答弁にもありました、こうしてこのテーブルに乗せて、この継承、自分の仕事でさえも承継する覚悟、また承継した後の受けた覚悟、10年はかかると言われております。町の事業なら余計でしょうけど。ですから、やっぱり今から町民を交えて、どうしたら乗っていただけるのか。本音で話し合い、時間をかけて新たな方向性へと向かわなければならぬ時期ではないかと思えます。つい先日、私も巡回バスに乗せていただきました。職業上、そこにもいっちゃう、ここにもいっちゃうけれども、バスにはなかなか乗れないのかなという思いがしました。歩くことが不便な方は、バス停からどれぐらい歩けるでしょうか。ある町では、バス停から300メートル相当、500メートル相当、1キロメートル相当の住民に対しての何らかの足の確保、わが町では、巡回バスもそのように決められているのがあるのかどうか。やはり、東町、中央、西町でも病院に行くためには、またバスで行くためには、端っこで言えば結構な距離があります。今後、そういったことも、そのようなことが中心になろうかと思うんですけれど、それとやっぱり免許返納しなければいけないけど、不便だから危険も覚悟で、町までだから無理して乗っているという方もいらっしゃいます。先日も江別のイオンでしたか、駐車場で大きな何かちょっと事故があったようですけれども、何台かの。本当に町民を引き寄せて、本音で話していただく、検証もしていただく、そういうことが、こういう交通基本法とか交通政策基本計画とかそういったものが国のほうで改定されることによって、町も変わっていくのでしょうか。それを聞きたいです。

議 長
町 長
(再答弁)

町長

内田議員の再質問にお答えいたします。当然、国の法律に基づいて、私ども巡回バスにしる、フィーダー系統接続という過去からいろいろ変わってきて、それを取り入れながら、今巡回バスの運行をさせていただいているところでございます。これもいろいろ前から皆さん方からの要望があって、市街地でどうして乗れないのかとか、地方は300メートル、500メートル歩いてでもいいから巡回バスにしてくれと、そういう要望もあって、デマンドバスをやったときの声としては、やっぱり巡回バスがいいという時代でありました。しかし、それから今だいぶ経ちまして免許証の返納がふえてきて、今年で3年になりますが、そうするとタクシー券の補助券もなくなると、そんな方もこれから出てまいります。それらを含めていくと、住民の声も十分聞かなくてはなりません、バス事業者が3社走っています。それが、市街地で町がそういうことをやると、当然撤退の話になります。それと引き替えにしたら、全部町が町外まで送れるかとなると、なかなかこれは今の中では難しい。どうするかということで今の巡回バスで落ちついているんですが、これもやはり難しくなってきたとすれば、バス事業者とも十分話し合わせていただいて、あるいは利用の方々とも相談はさせていただかなければ、町でやる事業ですから当たり前と同じ料金という話には多分全町一律ということになると町民の不公平感が出るだろうと私は思っています。2段階でも3段階でも作れば1番良いですけども、そうすると運転手の確保でまたいろんな問題が出てくるだろうと。いろんなことが想定されます。それでうちの町にとって本当にどうあるべきか、私はあくまでも町内だけのことを考えています。それを考えて町外への足が無くなると非常にまた住民の方に迷惑をかけますので、どうしても事業者とも相談をし、町民の意向としてはそういう部分があるとするれば、それはそれで、もうかなりの免許証返納者、私どもがわかる人でかなりおりますし、自主返納でも再更新しないで自分で納めたという方もいるようですから、もっとも潜在はあるんだろうと思います。ですので、ちょっとこれは片一方を良くしたら、片一方がアウトになるという、そんなことにすぐ結果がついてきますか

ら、そこのところをうまくいろんな方々と理解をいただいて、間違いない方法がとれないかどうか、それにはやはり時間をかけて話を、ただ時間をかければ、もう先ほど言ったような現象が起きてきますから、そんなに長い時間をかけられませんが、そういう人たちとの話し合いを持ちながら、うちの町にとってどれがいいのか。いろいろ検討してまいりたいなど。差し迫った方もかなりおりますので、それらも含めて考えたい。今、巡回バス利用者もそれで理解をして乗っていただいています。そのことも十分理解をさせるような形の変更があるとすれば、そういうことも考えなければなりませんので、それらも含めて私のほうで十分検討してまいりたいと思います。

議 長
内田議員

1 番 内田 恵子議員。

十分、町長の考えもわかります。でも、やっぱり心配なのは人口が減る。片や若い人を住宅で一生懸命ふやすんですけれども、やはり足の確保が大変ということで、引っ越される方もいらっしゃいます。町としては、十分理解していると思うんですけど、こういう減少に対して、待ったなしの懸案事項だと思います。それでよく検討していただいて、行政が何らか法律か何かで変わると、また周りも業者も変わっていくと思うので検討していただきたいと要望で終わります。以上です。

議 長

以上で、内田 恵子議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終結いたします。

●日程5、選挙管理委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条の第2項の規定により、指名推薦にいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって選挙の方法は指名推薦によることに決定をいたしました。

お諮りいたします。指名の方法については、議長において指名することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって議長において指名することに決定をいたしました。

選挙管理委員には

南11線西14番地 久保むつ子氏 68歳 無所属

元町2丁目1番8号 前川 肇氏 66歳 無所属

北町4丁目4番1号 寺田 孝広氏 64歳 無所属

南17線西13番地 小林 暢徳氏 57歳 無所属

選挙管理委員補充員には

第1順位 南12線西4番地 渡邊 信光氏 63歳 無所属

第2順位 南9線西2番地 今村 信市氏 60歳 無所属

第3順位 北町6丁目9番5号 宮入紀美男氏 62歳 無所属

第4順位 西町1丁目2番9号 佐藤 晴美氏 54歳 無所属

以上を指名いたします。

日程6 議案第54号から日程11 議案第59号の6議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程6 議案第54号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程7 議案第55号 常勤特別職職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定について

●日程8 議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

制定について

- 日程 9 議案第 57 号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第 4 号）
- 日程 10 議案第 58 号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程 11 議案第 59 号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算（第 2 号）

以上、6 議案を一括として議題といたします。
理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第 54 号から議案第 59 号までの 6 議案につきまして提案理由を申し上げます。

初めに、議案第 54 号及び議案第 55 号につきましては、いずれも令和元年人事院勧告に鑑み、議会議員、常勤特別職等について期末手当の支給率を変更する措置を講ずる必要があるため本案を提案するものです。

次に、議案第 56 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、令和元年人事院勧告による国家公務員の給与改定を鑑み、本条例改正を提案するものです。

次に、議案第 57 号 令和元年度南幌町一般会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳出では人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、子育て世帯住宅建築費助成事業経費、自立支援給付事業経費の追加、歳入では歳出補正の各事業に係る国及び道支出金の追加、南幌工業団地用地売却収入の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 8,508 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 63 億 5,196 万 2,000 円とするものです。

次に、議案第 58 号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳出では人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加、歳入では一般会計繰入金金の減額、繰越金の追加が主な理由です。その結果、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4 万 9,000 円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 2,274 万 5,000 円とするものです。

次に、議案第 59 号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳出では人事院勧告を鑑みて行われる給与等の改定に係る追加が主な理由です。その結果、収益的支出では既定予算に 94 万 4,000 円を追加し、6 億 5,241 万 4,000 円とするものです。

議案第 54 号から議案第 56 号については総務課長が、議案第 57 号については副町長が、議案第 58 号については都市整備課長が、議案第 59 号は病院事務長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第 54 号、議案第 55 号、議案第 56 号の 3 議案について御説明いたします。初めに、議案第 54 号並びに議案第 55 号について御説明いたします。2 議案につきましては、改正内容が同一であるため、議案第 54 号の説明をもって、議案第 54 号並びに議案第 55 号の説明に充てさせていただきます。今回の改正は、令和元年人事院勧告により、国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、本町においても職員の給与改定を行うことに鑑みて議会議員、常勤特別職において期末手当に係る支給率の引き上げを行うものです。

別途配布しています、議案第 54 号資料 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

期末手当、第 5 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「100 分の 225」に改めるものです。これにより年間支給率が 4.5 カ月となり、昨年度と比較し

て0.05カ月が引き上げられます。

次に附則、期末手当の特例、第21項として、令和元年12月支給分の期末手当に6月支給分の新旧支給率の差である0.05カ月分を加算して支給することを加えるものです。次ページにまいります。

附則として、第1項 施行期日、この条例は公布の日から施行し、令和元年12月1日から適用する。

第2項 期末手当の内払、第2項は改正前の条例に基づき支給した期末手当について、改正後の条例に基づき支給すべき期末手当を先払いとする規定でございます。

続きまして、議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。令和元年人事院勧告による国家公務員に対する改正給与法が成立したことを受け、職員の給与等の改定を行うもので、第1条は平成31年4月1日遡及適用分、第2条は令和2年4月1日からの施行分で、2つの条立てにより改正を行うものでございます。第1条関係は民間給与との格差を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を平均0.1%増額し、さらに期末手当を0.05カ月分引き上げるもので、平成31年4月1日に遡って実施するものです。第2条関係は住居手当について支給の対象となる家賃額の下限額を引き上げ、その原資を用いて手当上限額を引き上げ、また勤勉手当について6月と12月における支給率の平準化を行うため、それぞれ支給率の改正を行うもので、令和2年4月1日から施行するものでございます。それでは別途配布しております議案第56号資料新旧対照表をごらんください。最初に、第1条による改正、平成31年4月1日適用分の説明をいたします。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

勤勉手当、第16条の4第2項第1号中「100分の92.5」を、「6月支給分を100分の92.5」、「12月支給分を100分の97.5」に改めるものです。ここでは、一般職に係る勤勉手当を0.05カ月分引き上げるもので、結果、期末勤勉手当の年間支給率を4.5カ月分とするものでございます。

次ページ、第5条関係の給料表を改正するものでございます。別表第12ページから8ページ上段にかけて行政職給料表(1)でございます。大卒採用職員の初任給を1,500円、高卒採用職員の初任給を2,000円引き上げ、これを踏まえ、30代半ばまでの職員が在籍する号給について所要の改定を行うもので、昨年に引き続いての改定となります。この表の2ページ、高卒初任給は1級5号級で14万8,600円が15万600円に、大卒初任給は3ページの1級25号級で18万700円から18万2,200円に改定されます。次に8ページから13ページにかけては、別表第4医療職給料表(2)で町立病院の薬剤師、放射線技師、臨床検査技師、理学療法士などの適用表でございます。次に13ページ下段から21ページにかけては、別表第5医療職給料表(3)で、町の保健師及び町立病院の看護師、准看護師などの適用表です。なお、医療職(2)及び(3)の給料表についても、行政職と同様の引き上げを行うものでございます。続きまして、22ページをごらんください。

第2条による改正、令和2年4月1日施行分の説明をいたします。22ページ住居手当、第10条の2第1項第1号中、「12,000円」を「16,000円」に、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に、同項第1号中「掲げる額」を「定める額」に、同号イ中「23,000円」を「27,000円」に、「12,000円」を「16,000円」に、同号ロ中「23,000円」を「27,000円」に、「16,000円」を「17,000円」に改めるものです。ここでは、住居手当の支給対象となる家賃の下限を12,000円から16,000円に4,000円引き上げ、これに生じる原資を用いて住居

手当の上限を27,000円から28,000円に1,000円引き上げるもの
でございます。

23ページ、勤勉手当第16条の4第2項第1号中「、6月に支給する場合には100分の92.5、12月に支給する場合には100分の97.5」を「100分の95」に改めるものです。ここでは、先ほど説明しました第1条関係で、平成31年4月1日遡及に係る一般職0.05カ月分の勤勉手当の引き上げについて、令和元年度においては12月分に加算して支給するとしたものを、令和2年度以降は6月期と12月期において勤勉手当の支給率の平準化を図り、それぞれ100分の95として均等に支給する改正でございます。24ページにまいります。

附則として、施行期日等 第1項、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。

第2項、第1条の規定は、平成31年4月1日から適用する。

給与の内払、第3項、第1条の改正前の給与条例に基づいて支払った給与については、改正後の給与条例に基づき支払うべき給与の先払いとみなす規定でございます。

住居手当に関する計画経過措置、次ページにかけまして第4項及び第5項第2条の規定の施行日の前日において、改正前の規定により支給された住居手当の月額より2,000円を超える減額となる職員につきましては、施行日以降も引き続き同じ住居を借り受け家賃を支払っている場合においては、令和3年3月31日までの1年間においては、改正前の旧手当額の月額から2,000円を控除した額の住居手当を支給するとした経過の規定でございます。

規則への委任、第6項 前項に定めるもののほか、この条例に関し必要な事項は規則で定める。以上で、議案第54号、議案第55号、議案第56号の説明を終わります。

議 長
副 町 長

副町長。

それでは、議案第57号 令和元年度 南幌町一般会計補正予算（第4号）の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。11ページをごらんください。

2款総務費1項1目一般管理費、補正額142万5,000円の追加です。電算機器管理運営経費で、地方自治法施行規則の改正に伴う財務会計システム改修に係る委託料を、ふるさと応援寄附事業では、昨年9月より参入した寄附受付サイトの取り扱い件数増加による委託料をそれぞれ追加するものです。

3目財産管理費、補正額6,950万円の追加です。公用車管理経費で、小型マイクロバスの修繕経費の追加、財産管理経費では、南幌工業団地工業用地売払いに伴う収入を、減債基金に積み立てるものです。

4目企画振興費、補正額400万円の追加です。子育て世代住宅建築費助成事業で、交付見込件数の増加に伴い追加するもので、これにより本年度の件数は15件、助成総額は2,400万円を見込んでいます。

8目防災諸費、補正額はありません。財源内訳を変更するものです。

9目職員給与費、補正額475万8,000円の追加です。次ページにかけて職員給与費で、人事院勧告に伴う給与改定に係る経費を追加するものです。

3款民生費1項2目障がい者福祉費、補正額587万6,000円の追加です。地域生活支援事業で、ストマ用具の利用者増に伴う扶助費の追加、障がい者福祉経費では、生活保護受給者の透析者増に伴い扶助費を追加するものです。

2項2目児童措置費、補正額3万7,000円の追加です。児童手当支給経費で、平成30年度事業費確定による過年度返還金の追加です。

3目保育所費、補正額2万9,000円の追加です。保育所等運営補助事業で、

平成30年度事業費確定による過年度返還金の追加です。
次ページにまいります。

5款農林水産業費1項2目農業振興費、補正額94万円の追加です。
農業振興経費で、過年度返還金の追加は、戸別所得補償経営安定推進事業の農地
利用集積事業により設定した利用権を1名の対象者が事情により10年未満で
解約したことによるものです。担い手育成対策事業は、新規就農型給付事業の希
望者1名分の追加です。

4目機場施設管理費、補正額110万円の追加です。機場基幹水利施設管理事
業で、機場稼働時間の増に伴う揚・排兼用4機場に係る電気料を追加するもの
です。

7款土木費2項2目道路維持費、補正額はありません。財源内訳を変更するも
のです。次ページにまいります。

3項3目公共下水道費、補正額325万8,000円の減額です。下水道事業
特別会計繰出金を減額するもので、後ほど、下水道事業特別会計で説明いたしま
す。

4項1目住宅管理費、補正額40万円の追加です。町公営住宅管理事業で、退
去時における修繕費用を追加するものです。

8款消防費1項1目消防費、補正額28万2,000円の追加です。南空知
消防組合負担金事業で、南幌支署費負担金として、救急救命士の病院研修時にお
けるワクチン接種義務化に伴い、予防接種費用を追加するものです。

続きまして、歳入の説明をいたします。9ページをごらんください。

15款国庫支出金1項1目民生費国庫負担金、補正額268万8,000円の
追加です。自立支援医療給付事業に係る負担金です。

2項4目土木費国庫補助金、補正額1,120万9,000円の減額です。社
会資本整備総合交付金で事業費の確定によるものです。

16款道支出金1項1目民生費道負担金、補正額134万4,000円の追加
です。自立支援医療給付事業に係る負担金です。

17款財産収入2項1目不動産売払収入、補正額6,898万7,000円の
追加です。土地建物売払収入として、南幌工業団地内の土地を埼玉県に本社を置
く株式会社ニルスに6,890万円で、また、幌向運河排水機場導水路移転工事
に伴う用地として、町有地を国に8万7,000円でそれぞれ売却したものです。
次ページにまいります。

19款繰入金1項1目財政調整基金繰入金、補正額1,321万1,000円
の追加です。財源調整を行うものです。

21款諸収入5項5目雑入、補正額246万8,000円の追加です。市町村
防災・減災対策事業推進交付金として、北海道市町村振興協会からの特別支援事
業交付金、及び過年度分の戸別所得補償経営安定推進事業の補助金返還金です。

22款町債1項4目土木債、補正額760万円の追加です。橋梁長寿命化整備
事業によるものです。

以上、歳入歳出それぞれ8,508万9,000円を追加し、補正後の総額を
63億5,196万2,000円とするものです。

次に第2表 地方債補正の説明を行います。5ページをごらんください。

地方債の変更です。橋梁長寿命化整備事業の補正前の限度額1,890万円を、
補正後の限度額2,650万円に変更するものです。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は変更ありません。以上で、議案第57号
の説明を終わります。

議長
都市整備課長

都市整備課長。

それでは、議案第58号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算（第

1号)の説明を行います。

初めに歳出から説明いたします。8ページをごらんください。

1款下水道事業費1項2目管理費、補正額4万9,000円の追加です。いずれも人事院勧告に基づく給与改定に伴い、該当する職員給与費に係る必要経費を追加するものです。

次に歳入の説明をいたします。7ページをごらんください。

3款繰入金1項1目一般会計繰入金、補正額325万8,000円の減額です。繰越金の確定により、管理費に充当していた不足分を減額するものです。

4款繰越金1項1目繰越金、補正額330万7,000円の追加です。平成30年度事業会計繰越額が確定したことにより追加するものです。

以上、歳入歳出それぞれ4万9,000円を追加し、補正後の総額を2億2,274万5,000円とするものです。以上で議案第58号の説明を終わります。病院事務長。

議 長
病院事務長

それでは議案第59号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)について御説明申し上げます。議案の3ページをお開き願います。初めに、収益的収支の支出について御説明申し上げます。

1款病院事業費用1項医業費用1目給与費94万4,000円の追加でございます。1節給料では給与改定に伴う職員給与の追加で12万2,000円の追加、2節職員手当等では各種手当等で67万8,000円の追加、5節法定福利費では12万2,000円の追加、6節の退職給付費では2万2,000円の追加で、いずれも給与改定による必要経費を追加するものでございます。1ページにお戻りください。

第2条、第3条に定めた収益的収支につきましても、病院事業費用は94万4,000円を追加し、6億5,241万4,000円に改めるものでございます。この結果、病院事業収益が病院事業費用に対し不足する額は94万4,000円となり、

次に第3条、議会の議決を得なければ流用することができない費用の給与費を94万4,000円追加し、3億9,963万5,000円に改めるものでございます。以上で議案第59号の説明を終わります。

議 長

場内時計で2時20分まで休憩をいたしたいと思います。

(午後2時10分)

(午後2時20分)

議 長

休憩を閉じ、会議を再開いたします。

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに、議案第54号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第54号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第55号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第55号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第56号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第57号 令和元年度南幌町一般会計補正予算(第4号)の質疑を

行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第57号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第58号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第58号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第59号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)の質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第59号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本6議案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては、議案ごとに行います。

議案第54号 南幌町議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第55号 常勤特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第56号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第57号 令和元年度南幌町一般会計補正予算(第4号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第58号 令和元年度南幌町下水道事業特別会計補正予算(第1号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第59号 令和元年度南幌町病院事業会計補正予算(第2号)については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声) 御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

以上で、本日予定をしておりました全ての議案審議が終了いたしました。

明日11日9時30分まで延会といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)
御異議なしと認めます。よって明日11日午前9時30分まで延会といたします。
どうも御苦労さまでした。

(午後2時25分)

議 長

おはようございます。

昨日より延会となっております令和元年第4回南幌町議会定例会をたゞいまより再開いたします。

本日の出席議員数は10名でございます。熊木議員につきましては欠席の届が出ております。

直ちに本日の会議を開きます。

日程12 議案第60号から日程16 議案第63号までの4議案につきまして、関連がございますので一括提案いたします。

●日程12 議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について

●日程13 議案第61号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例制定について

●日程14 議案第62号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について

●日程15 議案第63号 南幌町附属機関設置に関する条例制定について

以上4議案を一括して議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第60号から議案第63号の4議案につきまして、いずれも地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、会計年度任用職員制度が導入されることから、関係する条例を整備する必要がありますため提案するものです。詳細につきましては総務課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長
総務課長

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第60号から議案第63号までの4議案について御説明いたします。

まず、議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う、関係条例の整備に関する条例制定について御説明いたします。初めに、改正の概要について申し上げます。地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新設される会計年度任用職員に関し、勤務条件などの条例に委任されている事項の整備を行うものでございます。別途配布しています、議案第60号資料 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例 新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第1条 南幌町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正については、会計年度任用職員のうち、フルタイム職員を人事行政の運営等の状況における公表対象として加えるための改正でございます。

第2条 職員の分限に関する手続及び効果に関する条例の一部改正については、次ページにかけまして、会計年度任用職員が病気等で長期休業する場合は休職期間を任命権者が定める期間までの範囲とする規定を追加するものでございます。

第3条 職員の懲戒の手続及び公開に関する条例の一部改正につきましては、懲戒処分のうち減給処分の対象にパートタイム会計年度任用職員の報酬を追加するための改正でございます。3ページにまいります。

第4条 職員の育児休業等に関する条例の一部改正については、会計年度任用

職員制度の導入により、非常勤職員の育児休業の取得に関し育児休業法において条例で定める事項の整備等を行うものでございます。4ページにかけまして、条例第2条育児休業法により条例で定める育児休業をすることができない職員の規定に、非常勤職員に関する条件の規定を追加整備するものでございます。

4ページから6ページにかけまして、第2条の3は育児休業法により、非常勤職員については1歳に達する日から1歳6カ月に達する日までの間で、養育の事情に応じて育児休業をすることができることとされており、それぞれの事情に応じた育児休業期間を追加するものでございます。

6ページ下段から7ページにかけまして、第2条の4は非常勤職員については、養育の事情を考慮し、特に必要と認めた場合は3歳に到達する日まで育児休業をすることができることとされその事情について追加するものです。

7ページ、第2条の5については、第2条の3を繰り下げるものでございます。次ページにかけまして、第3条は、既に育児休業をしたことがある場合、特例規定を追加するものでございます。

8ページ、第7条は育児休業をしている職員の期末手当等の支給について、会計年度職員には勤勉手当について対象外とする規定を追加するものでございます。

第8条には、育児休業した職員が復帰した場合の号給調整について、会計年度任用職員については対象外とする規定を追加するものでございます。

9ページ、第17条は育児休業法の規定により条例で定める部分休業をすることができない職員として、非常勤職員の条件に関する規定を追加するものでございます。

次ページにかけまして、第18条は部分休業の承認について、非常勤職員に関する取得時期並びに時間についての規定を追加するものでございます。

10ページ、第19条は部分休業をしている職員の給与の扱いについて会計年度任用職員に係る減額規定を追加するものでございます。11ページにまいります。

12ページにかけまして、第5条 非常勤の職員に対する給与その他の給付に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、非常勤職員の報酬等の支給に関する規定を定める条例について、題名の改正を含めて文言整理を行うものでございます。なお、一般職の非常勤職員の旅費に関する規定につきましては、会計年度任用職員条例において規定することから削除するものでございます。

第6条 南幌町町税等の滞納に対する行政サービス等の制限措置に関する条例の一部改正につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い、サービス制限条例における規定の文言整理を行うものです。13ページにまいります。

第7条は 南幌町総合農政推進協議会設置条例の一部につきましては、会計年度任用職員制度の導入に伴い文言の整理を行うものです。

第8条は、南幌町生涯学習アドバイザー設置条例の廃止につきましては、生涯学習アドバイザーについて会計年度任用職員として位置づけをすることから、単独での設置条例を廃止するものでございます。

附則として、この条例は令和2年4月1日から施行する。

続きまして 議案第61号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償等に関する条例制定について御説明を申し上げます。議案第61号をごらんください。初めに条例制定の概要について申し上げます。

地方公務員法及び地方自治法の一部改正により、新設された会計年度任用職員に関し、地方公務員法第22条の2第1項第1号に規定する、いわゆるパートタイム職員の報酬、期末手当等に関し必要な事項を新たに定めるものでござい

す。条例の構成につきましては、第1条から第18条までの構成となります。

まず第1条は、条例制定趣旨でございます。

第2条は、報酬等の支払い方法に関する規定です。

第3条は、職員同様、報酬から控除することができる事項を定めるものです。

第4条は、パートタイムの会計年度任用職員の報酬について、第1項では報酬は月額、日額、時間額で定め、その上限を超えない範囲において勤務日数や時間を考慮し、規則で定める額を支給すること。第2項では、その他支給可能な報酬等の種類を規定しています。

第5条は、報酬の期間計算など支給方法等に関する規定です。

第6条は、特殊勤務報酬の支給に関する規定です。

第7条は、通勤に係る費用について、一般職の職員の通勤手当の例に倣い費用弁償として一月当たりの通勤回数を考慮し支給する旨の規定です。

第8条は、職員が旅行した場合は出張に係る費用を費用弁償として一般職の職員の例により支給する旨の規定です。

第9条は、月額または日額により報酬を支給する職員が有給休暇等の場合を除き、勤務しない時間があつた場合の報酬の減額に関する規定でございます。

第10条は、正規の勤務時間を越えて勤務した場合の時間外勤務報酬の支給に関する規定です。

第11条は、休日に勤務を命じられた場合の休日勤務報酬の支給に関する規定です。

第12条は、宿直及び日直を命じられた場合の宿日直勤務報酬の支給に関する規定です。

第13条は、町立病院など正規の勤務時間として、午後10時から午前5時までの間の勤務に対して支給する夜間勤務報酬の支給に関する規定です。

第14条は、期末手当の支給につきまして、その基準日、支給額、支給の基礎となる在職期間などに関する規定です。パートタイム会計年度任用職員に対する期末手当の支給につきましては、役場再任用職員の支給率と同じく6月と12月にそれぞれ0.725月、年間1.45月とするものでございます。

第15条は、勤務時間1時間当たりの報酬額の算出方法に関する規定です。

第16条は、外国語指導助手など、全国統一的な取り扱いを引き続き担保する必要があるなど特別な理由がある会計年度任用職員につきましては、報酬等について例外的措置を規定するものでございます。

第17条は、休職中には報酬等を支給しない旨の規定です。

第18条は、この条例に定めるもののほか、必要な事項を規則に委任する規定でございます。

附則といたしまして、次ページにかけて、第1項 施行期日 この条例は令和2年4月1日から施行する。

第2項 報酬等に関する特例、会計年度任用職員制度の導入前に非常勤職員等として運用されていた職員が施行期日以降に新たに会計年度任用職員として任用された場合、報酬等の年間見込み総額が前年度の賃金に達しない場合は、必要な調整を行うことができる旨の規定でございます。

続きまして、議案第62号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定について、御説明申し上げます。初めに、条例制定の概要について申し上げます。議案第61号同様、新設された会計年度任用職員に関し、地方公務員法第22条の2第1項第2号に掲げる、いわゆるフルタイム職員の給与に関し必要な事項を新たに定めるものです。条例の構成につきましては、第1条から第20条までの構成となっております。

第1条は、条例制定趣旨でございます。

第2条は、給与の支払い方法に関する規定です。

第3条は、パートタイム職員同様、給与から控除することができる事項を定めるものです。

第4条及び第5条は、フルタイム会計年度任用職員の俸給に関する規定です。

第6条は、フルタイム関係年度任用職員の給料表別表の等級基準表に掲げる職種の区分、適用する給料表の職務の区分に応じて職員の給料表を準用することとする規定でございます。

第7条は、号給の決定については別に定めるものとする規定でございます。

第8条は号給の支給方法、第9条は特殊勤務手当、第10条は通勤手当、第11条は旅費、第12条は給与の減額、第13条は時間外勤務手当、第14条は休日勤務手当、第15条は宿日直及び日直手当、第16条は夜間勤務手当、第17条期末手当につきましては、それぞれ一般職に属する職員の例によるものとする規定でございます。

第18条は、勤務時間1時間当たりの給与の算出方法に関する規定です。

第19条は、休職中には給与を支給しない旨の規定でございます。

第20条は、この条例に定めるもののほか、規則に委任する規定でございます。

附則として、第1項、施行期日 この条例は令和2年4月1日から施行する。
第2項 給与に関する特例、第1号会計年度任用職員と同様に非常勤職員等として任用されていた職員が、施行期日以降に新たに会計年度任用職員として任用された場合、給与の年間見込み総額が前年度の報酬等に達しない場合は、必要な調整を行うことができる旨の規定でございます。

次に、議案第63号 南幌町附属機関設置に関する条例について、御説明いたします。初めに条例制定の概要について説明いたします。地方自治法及び地方公務員法の改正により、会計年度任用職員制度が令和2年4月から導入されることとなり、会計年度任用職員へ移行する職員以外の非常勤職員が、特別職の非常勤職員として位置付けが明確になったことから、現在条例に規定されていない特別職の非常勤職員が所属する委員会等について、地方自治法の規定に基づき所管事務、並びに定数を定めるものでございます。条例の構成につきましては、第1条から第7条までの構成となっております。

第1条は、条例制定趣旨でございます。

第2条は、別表に掲げる執行機関ごとに附属機関として設置する規定でございます。

第3条は、それぞれの所掌事務を別表のとおり定めるものです。

第4条は、それぞれの附属機関の構成員の定数を別表のとおり定めるものでございます。

第5条は、附属機関の構成員の任期は執行機関が別に定めるものとする規定です。

第6条は、附属機関には特定の事項等について調査、審査するため、部会等の組織を設置することができるものとする規定です。

第7条は、条例に規定すること以外で、必要な事項は附属機関が別に定めるものとする規定でございます。

附則として、第1項 施行期日、この条例は令和2年4月1日から施行する。

第2項 経過措置、別表にある機関の委員として現在委員としての職にあるものが、この条例に規定された附属機関の委員とみなす規定でございます。以上で、議案第60号、議案第61号、議案第62号、議案第63号の説明を終わります。

議長 説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑に当たりましては議案ごとに行います。

初めに議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律施

行に伴う関係条例の整備に伴う条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第60号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第61号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので、議案第61号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第62号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第62号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第63号 南幌町附属機関設置に関する条例制定についての質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、議案第63号についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本4議案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。採決に当たりましては議案ごとに行います。

議案第60号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第61号 南幌町第1号会計年度任用職員の報酬及び費用弁償に関する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第62号 南幌町第2号会計年度任用職員の給与に関する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

議案第63号 南幌町附属機関設置に関する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程16 議案第64号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関連条例の整備に関する条例制定についてを議題といたします。

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

町 長

ただいま上程をいただきました議案第64号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の制定に伴い、本案を提案するものであります。詳細につきましては総務課長が説明いたします

議長
総務課長

ので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

内容の説明を求めます。総務課長。

それでは、議案第64号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定について、御説明いたします。初めに、制定の概要について申し上げます。本年6月に公布されました、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人等を資格、職種、業務等から一律に排除する規定、いわゆる欠格条項を削除し必要に応じて状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する個別規定を置き、あわせて所要の手続き規定の整備、用語の整理を行うものです。それでは、別途配布しております議案第64号資料新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の部分が改正箇所です。

第1条 南幌町印鑑条例の一部改正につきましては、国の印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、「成年被後見人」の文言を「意思能力を有しない者（前号に掲げるもの者を除く。）」に改めるものでございます。

第2条 職員の分限についての手続及び効果に関する条例の一部改正については、文言の整理を行うものでございます。次ページにまいります。

第3条 職員の給与に関する条例の一部改正については、地方公務員法第16条第1号に欠格条項として規定されていた成年被後見人または被補佐人が削除されたことに伴い、当該法令番号を削除し、あわせて文言の整理を行うものでございます。次ページにまいります。

第4条 職員等の旅費に関する条例の一部改正につきましては、第3条と同様に地方公務員法第16条第1号の欠格条項が削除されたことに伴い、条文の文言整理を行うものでございます。次ページにまいります。

第5条 南幌町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正につきましては、児童福祉法第34条の20第1項第1号において欠格条項として規定されていた成年被後見人または被補佐人が削除されたことに伴い、引用する条項にずれが生じたため改正を行うものでございます。

附則として、第1項 施行期日、この条例は令和元年12月14日から施行する。

第2項 処分等に関する経過措置、この条例の施行日前に行われた改正前の条例に基づく処分その他の行為については、その効力を有する経過措置の規定でございます。以上で議案第64号の説明を終わります。

議長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましては、この際討論を省略し直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第64号 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程17 議案第65号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第65号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定につきましては、災害弔慰金の支給等に関する法律の改正に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第65号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。この条例は、自然災害により死亡した方の遺族に対する弔慰金の支給や著しい障がいを受けた方への見舞金の支給、及び災害援護資金の貸し付けを行うための基準等を定めることを目的としており、国の法律、施行令に基づき制定されています。このたびの国の改正では、平成7年の阪神淡路大震災の当時は被災者生活再建支援法がなかったことから、ほかの災害と比べて義援金の配分も少なく災害援護資金に頼って生活を再建することを余儀なくされたことを踏まえ、一定の低所得者等の免除を可能にすることなどが加えられたもので、本条例においても国に準じて改正をしております。別途配布いたしました、議案第65号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分です。

第15条の償還等の第3項を改正後の条文のとおり、法や令の引用を改めます。このことにより償還金を支払うことが困難である場合は支払い猶予が可能であることが明確となり、償還免除の対象範囲の拡大が図られることとなります。

附則として、この条例は公布の日から施行する。以上で、議案第65号についての説明を終了いたします。

議 長

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑はありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第65号 災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程18 議案第66号 南幌町保健福祉総合センターの条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

町 長

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました議案第66号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定につきましては、公衆浴場入浴料金統制額の改定に伴い、本案を提案するものです。詳細につきましては、保健福祉課長が説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

議 長

内容の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長

それでは、議案第66号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定について御説明いたします。このたびの改正につきましては、北海道公衆浴場入浴料金の統制額の改正に伴い、大人の入浴料金の引き上げを行うものです。なお、施行期日につきましては、周知期間を設けるために来年4月からとしております。別途配布いたしました、議案第66号資料の新旧対照表をごらんください。左側が改正後、右側が改正前、下線の箇所が改正部分です。

議 長

別表1 使用料のうち浴室大人1回440円を450円に改正します。
附則としまして、令和2年4月1日から施行する。以上で議案第66号についての説明を終わります。

説明が終わりましたのでこれより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

議案第66号 南幌町保健福祉総合センター条例の一部を改正する条例制定については、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり可決することに決定をいたしました。

●日程19 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

局長に朗読させます。

局 長
議 長
町 長

(朗読する。)

理事者より提案理由の説明を求めます。町長。

ただいま上程をいただきました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、小原 康子氏が令和2年3月31日をもって任期が満了となることから、小原 康子氏の再任について諮問するため本案を提案するものです。御同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議 長

お諮りいたします。本案につきましては人事案件でございます。

この際質疑討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することにいたしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は原案のとおり推薦することに異議なしとして答申することに決定をいたしました。

●日程20 発議第16号 総務常任委員会、産業経済常任委員会、議会運営委員会所管事務調査についてを議題といたします。

3委員会の所管事務調査につきましては、定例会ごとの承認案件でございます。提案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり承認することに決定をいたしました。

追加日程1 発議第17号から追加日程2 発議第18号までの2議案を日程に追加し議題といたしたいと思いますが御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって追加日程1 発議第17号から追加日程2 発議第18号までの2議案を追加いたします。

●追加日程1 発議第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充

本間議員
議長

実強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

6番 本間 秀正議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑がありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第17号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

●追加日程2 発議第18号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者より提案理由の説明を求めます。

2番 佐藤 妙子議員。

(朗読により説明する。)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

(なしの声)

御質疑ありませんので質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本案につきましてはこの際討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは採決いたします。

発議第18号 高齢者の安全運転支援と移動手段の確保を求める意見書の提出については、提案のとおり採択することに御異議ありませんか。

(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本案は提案のとおり採択することに決定をいたしました。

以上で本定例会に提案されました全ての議事審議を終了いたしました。ただいまをもって閉会したいと思います。御異議ありませんか。(なしの声)

御異議なしと認めます。よって本定例会はただいまをもって閉会といたします。

どうもご苦労さまでした。

(午前10時15分)

佐藤議員
議長